

第百八十六回国会
衆議院

内閣委員会 総務委員会連合審査会議録 第一号

平成二十六年五月二十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

内閣委員会

委員長 柴山 昌彦君

理事 関 芳弘君 理事 平 将明君

理事 橋 慶一郎君 理事 西川 公也君

理事 平井たけや君 理事 近藤 洋介君

理事 松田 学君 理事 高木美智代君

青山 周平君 秋葉 賢也君

大岡 敏孝君 鬼木 誠君

勝俣 孝明君 川田 隆君

小松 裕君 新谷 正義君

田所 嘉徳君 田中 英之君

高木 宏壽君 豊田真由子君

中谷 真一君 中山 展宏君

長島 忠美君 福山 守君

山田 美樹君 吉川 越君

大島 敦君 後藤 祐一君

津村 啓介君 若井 康彦君

遠藤 敬君 杉田 水脈君

中丸 啓君 山之内 毅君

奥水 恵一君 濱地 雅二君

大熊 利昭君 赤嶺 政賢君

村上 史好君

総務委員会

委員長 高木 陽介君

理事 石田 真敏君 理事 土屋 正忠君

理事 橋本 岳君 理事 福井 照君

理事 山口 泰明君 理事 原口 一博君

理事 三宅 博君 理事 榎屋 敬悟君

井上 貴博君 伊藤 忠彦君

今枝宗一郎君 上杉 光弘君

大西 英男君 門山 宏哲君

木内 均君 小林 史明君

清水 誠一君

瀬戸 隆一君

中村 裕之君

松本 文明君

近藤 昭一君

上西小百合君

馬場 伸幸君

濱村 進君

塩川 鉄也君

白石 徹君

田所 嘉徳君

西銘恒三郎君

山口 俊一君

福田 昭夫君

中田 宏君

百瀬 智之君

佐藤 正夫君

議員

総務大臣

(行政改革担当)

内閣府副大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

(内閣府行政改革推進本部事務局長)

政府参考人

(人事院事務総局人材局長)

政府参考人

(総務省行政管理局長)

政府参考人

(総務省行政評価局長)

参考人

(独立行政法人国民生活センター理事長)

内閣委員会専門員

総務委員会専門員

本日の会議に付した案件

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七七号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七八号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(松本剛明君外三名提出、第百八十三回国会衆法第三一号)

○柴山委員長 これより内閣委員会総務委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案並びに第百八十三回国会、松本剛明君外三名提出、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

各案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬戸隆一君。

○瀬戸委員 おはようございます。自民党の衆議院議員、瀬戸隆一でございます。

今回の独立行政法人通則法の改正につきまして、まずマネジメントについてお聞きしたいと思っております。今回の法改正によりまして、独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人の三つに分類したということでございます。一律に規定している現行制度を見直して、そして、業務の特性に対応した法人のマネジメントを行うということでございますが、現在、理化学研究所

につきまして、マネジメントがいろいろ言われているところであります。

国立研究開発法人のマネジメントについてお聞きしたいと思っております。

現在の国立研究開発法人が研究成果を上げるには、研究員のモチベーションを上げることが重要だということに言われております。研究員にとって一番気になるのは、自分の給与と研究費ではないかというふうに思います。

国立研究開発法人について、給与が低いために、研究者の引き抜きが行われたりとか、また、研究成果によって自己収入を得ても、次年度の運営費交付金の算定からその分を引かれてしまうという、モチベーションが上がりにくいという問題がありました。

今回の法改正によって、研究員の給与や研究費が、モチベーションアップにつながるようにどのような改善がなされるのか、稲田大臣にお尋ねいたします。

○稲田国務大臣 今委員が質問の中で述べられたように、今回の改正で、法人を三つの類型に分類して、それぞれのマネジメントという仕組みを設けております。

また、御指摘のとおり、これまででは、一律的に過度に厳格な制度の運用により、法人や職員モチベーションの向上に必ずしも結びつかないという側面がありました。今回、それを踏まえて、改革法案では、研究員等の職員の給与について、業績給等の柔軟な給与制度の導入促進を図るとともに、独立行政法人の給与水準を国家公務員と同等となるよう努めるとして、従来の抑制方針を見直して、法人の事務事業の効率性、効果的な実施に必要な場合には、法人及び主務大臣が説明責任を果たした上で、職員の給与水準を国家公務員以上とすることも可能いたしました。

また、自己収入の増加が見込まれる場合に、運

賞費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費も要求できることとして、運営費交付金の要求に当たって、その分を減額して今までは要求しなければならぬとしていたものを、減額しないでもいいようにする等の弾力化を図ることとしております。

これらの措置を通じて、法人の自主性、自律性、インセンティブの仕組みが最大限機能するよう、法人や主務大臣の説明責任、情報公開の推進も含めて努めてまいりたいと思っております。

○瀬戸委員 今後、また各法人において運用ルールの見直しが行われるようでありますけれども、研究員のモチベーションが上がるような運用ルールの見直しをよろしく願いたいと思います。

さて、研究員のモチベーションを上げると同時に考えなければならぬのが、リスク対策であります。研究不正が起きないように、また、起きたときのルールづくりが大切であります。理化学研究所につきましては、研究不正の有無が言われているところであります。

今回の法改正では、各府省の評価委員会の評価やそれに対する総務省の意見が毎年度は行われなくなりました。チェックの機会が減少したことによって、独法の評価疲れを減らすことにはなりません。それは評価されるべきことだとは思っています。しかし、チェックの機会の減少は、ガバナンスの低下を招くことにもなります。

今回の法改正によりまして、研究不正等の違法行為に対しましてどのような措置がなされるのか、後藤田副大臣にお尋ねします。

○後藤田副大臣 瀬戸委員にお答えをいたします。

今回の法改正におきまして、まず、独法全体に共通する規律と、そして研究開発業務の特性を踏まえたマネジメントというのが、二つ、大きく申し上げると分かれております。

今お話ありましたように、理研のSTAP問題でございますが、あれも不正行為のガイドラインというのはあったわけですが、実は、そ

れが実効性があつたのか、こういう御指摘の中で、まさに今、いわゆる主務官庁を初め理研の方で、そのガバナンスについて内部でのいろいろな検討がなされているところでございます。

今回の法案におきましては、例えばそういったことを防ぐためにも、業務方法書というものの内部管理体制の記載を義務づける、これは第二十八条でございますが、まさに内部管理体制というのは、そのガイドラインをつくって、それが実効性があるのかどうか、こういったところをしっかりと記載を義務づけさせる。また、その遵守の確保につきましては、監事の権限や役員の責任を強化する、これは第十九条でございます。また、主務大臣に業務改善命令の権限を付与する第三十五条等の規定が設けられることとなっております。

一方で、研究開発の業務の特性を踏まえたマネジメントの方でございますが、研究開発型法人や研究開発業務にかかわる特則を措置しております。例えば、総合科学技術・イノベーション会議が作成する指針案の中に、研究開発業務の適正確保等の観点が含まれていることが重要と考えております。これは第二十八条でございます。

このように、研究開発業務を含めて、独法の業務を適正に実施する体制につきましては、目標、評価、指針等でルール化をいたしまして、その遵守をチェックする仕組みを整備したところでございます。

○瀬戸委員 一度研究不正が起きますと、やはり研究開発法人のイメージ悪化につながるということでございますので、しっかりとした対応をよろしく願います。

近年、独立行政法人のイメージというのが余りよくなくなつてきておりますけれども、ただ、研究開発の中には多くの見るべきものがあるというふうに考えております。

そこで、総務省所管のNICTの研究についてお聞きしたいと思ひます。

ことし、NICTは、衛星「きずな」と小型地球局との世界最高速の衛星伝送に成功したという報

道があつたところであります。この技術は、4K映像も非圧縮で送れるとありまして、震災対応に非常に有効ではないかというふうに考えております。

昨年、地元の香川県の総合防災訓練にも、この小型地球局が参加してくれまして、被災地を走行して、現場の状況をリアルタイムで動画で送つたということがありました。

東日本大震災の発生直後、DMATの医師が災害現場に駆けつけたんですが、災害対策本部と衛星携帯電話だけでは、会話だけではなかなか時間がかかつて、緊急を要する患者の移送先病院を探すのに非常に時間がかかったということでありました。

多数の患者の搬送先病院を探すには、やはりパソコンとか、高精度な映像を送れる情報通信ネットワークが機能していることが重要だというふうに考えています。

今月末、香川県で開催される、さぬきメディアラリールにおきましては、小型地球局が参加し、南海トラフ地震を想定した医療との連携の実証実験を行うことになっておりますが、これは、震災直後の高速通信ネットワークを使った医療対策の実証実験としては画期的なものではないかというふうに思っております。

せっかくのNICTの技術として広く広めていただきたいというふうに考えています。NICTは、技術は持っているけれどもそれを実用化することは得意じゃないんじゃないかという話もあります。

この衛星伝送技術を災害現場で実際に生かしていくためには、NICTと医療や消防等の関係者との連携が重要であります。実用化に向けては、総務省の政策による後押しも必要と考えますが、いかがでしょうか。新藤大臣、お願いします。

○新藤国務大臣 まさに御指摘のとおりだと思ひます。

したがって、高度な技術も、どのように実用展開していくか、これがまた我が国の成長力の起爆剤になると私は思っています。

総務省の中においても、ICTの成長戦略会議というのを設けて、今のような最先端な技術をどのように、社会的課題の解決であつたり、医療や教育、さらにはインフラの管理、そして、私どもは今、海洋資源開発にもICTの技術を使えば、これまでとは違った効率的な技術開発ができるというようなことも考えておりまして、御指摘も踏まえまして、ぜひこれを実用化させるべくやっていきたい。

既に、ヘリサットという、衛星の通信を経由して直接現場の映像を送れる、これも現在五機、ヘリから直接災害映像が通信局に送れる、こういう機能も整えました。

それから、今年度、海のブロードバンドということで、今まで、海洋資源開発をやつても、そこで得た調査データは、その船が陸に戻るまで分析できないんですね。容量が大き過ぎて送れないんです。ですから、そういうのを衛星を使って送るようにしたらどうだ、こんなようなこともやっておりますし、また、4Kも、これは非圧縮で映像を送送できる、この実験に成功した、これは画期的なことだと思ひます。圧縮せずに送れるということは、即座にそれを活用できるということでもありますから、さまざまな展開をこのICTを活用したパッケージの中で生かしていきたい、このように考えております。

○瀬戸委員 独立行政法人の研究レベルの高さを広く国民の人に知ってもらうためにも、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、NICTの研究についてもう一つお聞きしたいと思ひます。

NICTにおきましては、多言語音声翻訳システムが研究されているということでもあります。二〇二〇年のオリンピックの開催の際に、おもてなしとしまして、外国人観光客に対する通訳の需要が高まることが予想されております。

現在、このシステムは、ドコモやauの翻訳サービスに提供されているということでもあります。このシステムの開発の進捗状況、また、今後

の経済に与える影響の大きさなどについてお答え
いただきたいと思います。

○新藤国務大臣 私どもの、これはニクトと呼ん
でいますけれども、情報通信機構が画期的な技術
を開発しているんです。私は、これをグローバル
コミュニケーション計画と名づけて、社会に
応用展開していこうと思っているんです。

それは、皆さんが持っているスマホに自分の言
葉で吹き込むと、それを一、二秒で相手の求める
言語に対応できるんです。今現状で、二十七カ国
語の自動翻訳が可能です、そのうちの十七言語は音
声入力ができ、かつ十四言語は音声で出力できる
んです。

私は、この間、オーストラリアに行ったとき
に、オーストラリアの大臣と、これからICTの
共同開発をやらないかと。あなたにお会いでき
てうれしい、これから一緒に仕事をしたいと思
うと日本語で言うのと、それが東京に行くと、通
信させて、すぐ英語でもってばんと出るんですよ。
もうびっくりして、すぐ始めましょうということ
になりました。

これから、東京オリンピックのときに、世界
じゅうの人が日本においてになります。例えば、
タクシーに乗って、相手の言葉で、僕は何かし
た、どこどこに行きたい、そしてそれをそのま
ま日本語に翻訳して、タクシーの運転手さんが、こ
こでいいですかと言ったら、それで即座にコミュ
ニケーションができる。それは、今の状態で五カ
国語で五人までつなげられるんです。

ですから、そういう新しい仕事、言葉の壁を越
えるなんてことができれば、これは世界のコミュ
ニケーションがもっと進むに違いない。そういう
ことももう実用化しているんです。これはVo
ice Tra というアプリで、無料で出ていま
す。本日はここでデモをやりたいんですけど
ございますから、ぜひお試しください。あればあ
り、このように思います。
○瀬戸委員 ありがとうございます。

来日外国人の人数をふやすためにも、また、自
己収入をふやすという研究、そういったもののモ
デルといった意味でもぜひよろしくお願いしたい
と思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の濱村進でございます。
本日は、独法通則法について質問をさせていた
だきます。

このたびの法改正におきましては、総務大臣に
よって目標あるいは評価について指針を策定する
こととなつていてございます。PDCAサイ
クルが機能するためには、この指針が大変重要
であるというふうに考えるわけでございます。

法人の種別によっても違いますけれども、これ
は大枠五つぐらい類型化できるのかなと思つてお
るんですけども、目標の期間、法人の本来業務
の質の向上、そしてまた、業務運営の効率化、財
務内容の改善、その他業務運営に関する重要事項
といった項目が法文上明記されているという状況
でございます。

しかし、これは必要十分であるのか、このこと
をしっかりと問うていかなければいけないと思っ
てですね。運用しながら改善していく、これこそが
PDCAサイクルを回すに当たって大変重要な点
であるというふうに考えます。そうすると、法改
正が必要になつてくるのかもしれないというふ
うに思うわけでございます。

柔軟に変更できる必要があるのか、あるいは、
明記された字句の中で柔軟に対応することが適当
なのか、稲田大臣の見解をお伺いできますまし
ょうか。

○稲田国務大臣 御指摘のとおり、柔軟な運用と
いうのは大変重要であるというふうに思つており
ます。

今回の独法制度の見直しにおいては、目標設定
の具体性、評価の適正性を確保するため、これら
の統一ルールを総務大臣が指針として策定すると
ともに、引き続き、中期目標など記載事項を大く

くりで記載することとしたしております。目的記
載事項を大きくくり化することで、主務大臣の政策
判断で個々の法人に対応した目標設定、そして、
今回は評価も主務大臣に課すことにいたしました。お
り、主務大臣の評価が可能であるというふ
うに考えております。

また、総務大臣が策定する指針等の運用にお
いて、過度に画一的な扱いとなつて細目まで縛るこ
とのないよう、法人の業務の特性を踏まえた目標
設定、業績評価となるよう柔軟な運用が図られる
べきものだということを考えております。

○濱村委員 今大臣もおっしゃったとおり、細目
まで縛る必要はないということとは非常にそのとお
りだなというふうに思います。

ただ、細目をどのように立てていくのか、ここ
も大変重要なポイントでございますので、ぜひ、
こういった細目についてもしっかりと政府を挙げ
て見ていくということを取り組んでいっていただ
きたいなというふうに思うわけでございます。

少し通告と質問の順番を変えていただきた
まが、続いて、独法のガバナンス強化について質
問をさせていただきます。

このたびの法改正におきましては、監事ある
いは会計監査人の調査権限を明確化、役員の不正行
為等の主務大臣等への報告や監査報告の作成を義
務づけることというふうになつていてござ
います。

例えば、これをスポーツ界あるいはスポーツ団
体における不正経理が根絶できるのかという視点
で、ちよつと具体的に例示をしてみたいと思
つて、このように思います。

今、スポーツ団体におきましては、不正経理の
問題があつたわけですが、これは、国費あ
るいは運営費交付金、スポーツ振興基金助成金と
いうような公的資金が流れているわけでござ
います。この公的資金がさまざまなルート、形態で配
分されているわけでございますし、ましてや説明
責任もないという状況であります。これを独法通
則法に従つて、説明責任が明確な独立行政法人に

一元化して、そこから各団体に配分されるという
ようなガバナンス強化について、しっかりと方向
づけができるのではないかとこのように考えるわ
けでございます。

そうした意味からいいますと、法人内部だけで
はなく、外部環境も含めた上でのガバナンス強
化に資するいわば枠組みづくりといったような議
論はこの場で議論されるのか、お伺いしたいと
思います。

○後藤田副大臣 濱村委員にお答えいたします。
私も委員と全く同じ問題意識を持っております
で、現に、私は今、公益法人の担当も稲田大臣の
もとでやらせていただいておりますが、まさにモ
グラたきのように、この二年で各スポーツ団体の
不祥事が起こつております。

これは、ガバナンスをどうするかというと、文
部省も権限がない、公益法人部局は、公益法人に
移行した際はしっかりと権限があるわけでござ
います。例えば、では、公益法人をもうやめるだ
とか、そういうことを言うとも誰も管理できな
く、そういう意味で、本日はスポーツ団体も含め
たガバナンスも強化していかないと。

ただ、今回の独法の中では、まさにスポーツ振
興センターという独法がその一つに含まれてお
ります。委員おっしゃる通りに、そこからスポ
ーツ競技団体とか選手に行くお金のチェックは
できても、公益法人であるJOCから選手に行つた
り団体に行くものについてはチェックできないわ
けなんです。

その点で、まさに委員がおっしゃったように、
これからそういう意味で、一つの案として、ス
ポーツ議員連盟からも出されておりますように、
一つの独法に集約して、お金の流れについては
しっかりとガバナンスしていくことが提言さ
れているようにございますが、我々ども、年末
の基本的方針に、「国からの運営費交付金や民間
からの資金等を用いて行う資金の助成・給付業務
について、不正防止策を強化するとともに、受給
団体のガバナンス強化に対する支援を行う。」こ

いう方向を示させていただいて、受給団体も含めて、今おっしゃった外部環境の、ガバナンスについての助成・給付業務の強化を図る、こういう取り組みを今行っている最中でございますが、委員おっしゃるように、抜本的に大きな改革については、文部科学省の取り組みも含めて、我々もフォローアップしてまいりたいと思います。

○濱村委員 今、団体の中でしっかりとガバナンス強化をできるようにサポートしていくというお話がありました。その上で、抜本的に枠組みとしてガバナンス強化をできる、そういった取り組みも必要であると思いますので、ぜひ、文科省さんも含めて、引き続き御検討いただきたいというふうに思うわけでございます。

次の質問に参りますが、次は、法人の主要な事務あるいは業務の改廃について伺いたいと思います。

総務省は、独立行政法人評価制度委員会を設置して、中期目標管理法人、国立研究開発法人においては、中期目標期間終了時における見直しに際して、法人の主要な事務あるいは業務の改廃について主務大臣に勧告をするということでございます。となると、これはタイミングが来ない限り事業の改廃とかしないんですかという話にもなるんですが、そうではないと思うんですけれども、これを少し例示してお話をさせていただきたいと思うんです。

先ほどございました、独法としての日本スポーツ振興センター、JSCが、災害共済給付において給付した学校事故についてしっかりとまとめていращやる、学校事故検索データベースをつくって公開しておられるわけでございます。これはJSCの成り立ちを考えれば非常にそのとおりだな、目的として、スポーツの振興以外にも、児童生徒の安全とか学校給食、こういったことも含まれているのがJSCの目的でございます。

こういったJSCの目的を二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックを踏まえて考えたときに、例えばですけども、この二つの機能、おおむねスポーツ振興と児童生徒の健康保持、こう

いった側面を分離して考えた場合に、JSCはスポーツ振興のための独法であるということと一つの機能を分離した、こういうことになったとします。そうすると、PDCAサイクルとは別の理由で独法の事務事業の改廃が必要になってくるわけであると思いますけれども、この事業の改廃、あるいは、今申し上げたような場合でいうと、学校の児童の安全あるいは学校給食といったところについての業務、これはどこの法人が担うんですかという話になります。

そうすると、一つの法人だけではなくて、そもそも法人そのものの統廃合が必要になったりするわけでございますけれども、どういう措置をとればこういった事例に対して対応ができるのか、お示しただけまずでしようか。

○後藤田副大臣 お答えをいたします。

今、具体的な例示として、JSCにあるスポーツ振興と、そして災害・災害といつてもいいわけの事故という災害の方でございますが、災害共済給付等による児童生徒の健康保持促進、これが一緒になっているということの中で、今おっしゃったように、二〇二〇年へ向けてスポーツ振興をしっかり独立させれば、こういう御意見でございます。

前段の御質問の中で、まさに独法、いわゆる中間的にしっかりと見直すことができるかということも踏まえてお答えをするわけでございますが、独法の目標という形でどのような業務を行わせるかというの、主務大臣が中期目標期間の終了時に限らず適時適切に判断していくことがまず必要であるということでございますし、また、国民生活

また社会経済など独法を取り巻く環境が大きく変化する場合に、最終年度を待たずして、政策評価、行政事業レビュー、また総務省の行政評価・監視などの結果も参考に、主務大臣の政策判断によりまして、目標の変更指示で、業務の追加とか見直し、委員おっしゃる統廃合等の組織の変更が適切に行われるということが必要だ、このように考えております。

ただいまのJSCにつきましてもでございます

が、今おっしゃるように、分離して前者に特化するべきという御提案は一つのお考えだと私は思いますが、その是非につきましては、政策実施機能の強化というものが図られるか、機能分離の具体的な姿、またその財源をどう手当てするかということにつきましても、既存の行政改革の基本方針との整合性を含めまして、一義的には文部科学省さんにおきましてしっかりと検討していただくものと考えております。

○濱村委員 ぜひ、適時的確にやっていただくということですので、枠組みに頼らなくてもできる、そういった政府における絶え間ない改善ということを取り組みをお願いしたいというふうに思います。

最後の質問とさせていただきますけれども、現行制度でございますと、運営費交付金につきましては、独法が経営努力を行おうとも、これで収益を上げたとしても、運営費交付金が削られてしまうということにつながっていた、いわゆる収支差補填があったというふう聞いております。そしてまた、利益の剰余を積立金として整理、あるいは経営努力が認められれば中期計画に定められた使途、使い道に充当可能ということでございます。

たけれども、両者とも財務大臣協議が必要となるということでございます。これは非常に運用上ハードルが高かったというふう聞いておるわけでございますけれども、これをどのように改善されるのか、お示しただけまずでしようか。

○市川政府参考人 御説明申し上げます。

まず、自己収入と運営費交付金の関係でございますが、運営費交付金のもとの性格上、長期的には自己収入がふえていけば運営費交付金への依存は減るという関係にございまして、これは今回も変えるものではございません。

ただ、問題は、従来の予算要求等における硬直的な取り扱いのもとでは、そもそも法人に自己収入をふやそうというインセンティブが湧かなかつたという点でございます。

このため、今般の改革では、自己収入の増加が

見込まれる場合、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費も要求できるようにいたしました。この部分を運営費交付金の要求から減額しなくても済むというようにする等の弾力化を図ることといたしました。

次に、経営努力についてでございますが、制度上、経営努力による利益は、主務大臣の承認を得ればあらかじめ中期計画で定められた使途に使用できるということになっておりましたが、その経営努力と認定する運用上の基準が厳し過ぎるという批判がございました。

このため、今般の改革では、恒常的な業務であつても新たなテーマや工夫による取り組みについては新規の利益として認める、また、必ずしも前年度の利益額を上回らなくても、過去の平均実績を上回っていれば努力と認定するなど、その要件を改善することといたしました。

なお、これらにつきましては、当然のことながら、予算査定や財務大臣協議という形で、引き続き国庫を担当する財務省の関与が必要でございます。

また、今回の改革では、こういう法人の主体的な経営努力を促すインセンティブを高める措置とあわせて、透明性を高めるといふ措置も講じてまいりたい、そのように考えております。

○柴山委員長 濱村君、質疑時間が終了しました。

○濱村委員 はい。

以上で終わりますけれども、経営努力、これを認める要件を緩和するということでございますので、しっかりとこの辺も運用をお願いしたいということをお願いして、質問を終わります。

○柴山委員長 次は、松田学君。

○松田委員 日本維新の会、松田学でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は、この独法の法案の審議において、主として行政改革の観点からいろいろと今までも議論さ

せていただきました。先般の本会議でもその観点から何間か御質問させていただきました。

基本的に日本における行政改革というのは何なのかということを考えると、既に何度か申し上げているように、量的な規模の意味では、日本の政府というのは、OECDなんかで比べても、先進国で最も小さな政府に入っている。こういう状態において、日本の行革というのは何なのか。

もちろん、さらに無駄の削減は当然しなければいけません。量的なスリム化を図るよりも、まずは質的な改革、いろいろな仕組みの改革をする。それも、コスト削減も大事ですけども、これは企業もそうですが、やはりいかに効果、コストよりも効果という生産性を上げていくということにおいて、その結果として、小さな政府、極小の政府、先進国に、世界に例のないぐらいの極小の政府になっていく。これは、超高齢化社会に日本が直面するわけですから、政府がそうなくていくということについての日本のチャレンジといえますか、新しいチャレンジをやっていくんだというぐらいの、それぐらいの覚悟を持って行政改革は臨むべき分野だろうと思っています。

その上において、生産性向上という言葉で申しましたが、そのためにやはり必要なのは、人材をいかに公共分野に確保していくか。人材を確保するためには、やはり公務員というのが魅力ある職業でないといけないというところに先般の公務員改革のポイントもあつたと思いますし、この独法改革もそういう観点から見ていくべきだろうというふうに思っています。

この点から、きょうは、まず最初に取り上げたのは再就職のあつせん。

これは当然、公務員であれば今再就職のあつせんは禁止でありますし、公務員型の独法はそれが適用されるわけですから、それはわかるんですが、例えばほかの公務員型以外の独法についてちょっと聞いてみましたら、従来、再就職のあつせんについては、特に何か規制がされていたとか、あるいは何か管理がされていたとかいうよう

な状況ではなかった、この前、総務省の方に聞いたんですが、という状況だったんですけども、今回こういうふうになってきて、法案の五十条の四でも中期目標管理法人についていろいろ書いてありますけれども、そこで非常に中身も弾力的にやっていくというののわかつてのうえの質問なんです。

ただ、先般の日本版NII法案のときも、ある参考人の方から、研究者は非常に身分が不安定で、今度、NIIが、そこをセンターにしているような研究機関に行ったり来たりできるような、そういうセンターになってほしいというぐらいの要望が実は民間側から出ている。

だから、民間からいい人材に来てもらうために、こういうところできつい縛りがばつと出ていくような印象を与えるのは余りよくないんじゃないかという懸念も少し持っているんですが、この点については稲田大臣、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 基本的な認識として、常日ごろから委員が御指摘のとおり、今回の独法改革でも、独法の質を向上するということが非常に大きなポイントだと思います。そして、その中核にいい人材を確保するということが大変重要だということに思っております。

今回の独法改革では、御指摘のとおり、過去において独法のOBが再就職した企業と独法との間の談合が発生し、独法の業務運営の公正性、透明性を図るため、今回、非公営型型の独法に再就職あつせん規制を導入することといたしております。これは、改正法の五十条の四において規定を

しているところであります。ただ、その際、独法においてすぐれた人材を確保するということは大変重要でありますので、教育研究機関から任期つきで採用した研究者、また、基礎研究などの政令で定める円滑な再就職に特に配慮を要する業務に従事する役職員の再就職のあつせんについては規制の適用除外として、いい人材をきちんと集めるようにしているところがございます。

○松田委員 総務大臣もぜひ、そういうことであります。よろしくお願ひしたいと思います。もし何かございましたら、いかがでしょうか。（新藤国務大臣今のとおりですと呼ぶ）

はい。よろしくお願ひいたします。それで、組織の中においても、次の課題は、職員の創意工夫をきちっと引き出すような組織設計になっているかどうかということが大事だと思っています。

我々日本維新の会は、公務員を魅力ある職業にする前提で、身分から職業へということをやったっているんですが、職業としての魅力を上げるためには、いわゆる独法の仕組みというのは、そもそも、企画立案と執行というのを分離するんだという考え方からスタートしていると思います。

これは先般の本会議でも私は取り上げさせていただきましたが、ただ、企画と業務執行というのはそもそも完全に分離できるものでもありませんし、政策目的、与えた目標そのものが間違っているたりすると独法側も非常に困るというか、やる気をなくすということもあります。

これは先般、参考人の方から、雇用・能力開発機構の私のしごと館というものが例に挙げられて、あれは非常に赤字を垂れ流していたと批判を浴びたんですが、それも確かに独法がつくったものではありますけれども、もともと目標の中に入っていた、これは非難されるべきは役所の方であつて、独法側ではないんじゃないか、独法側にはそういった目標設定に対しては拒否権のようなものを与えるべきではないかというふうな参考人の御意見もございました。

そこまでいくかどうか別にしまして、イギリスのエンジニア制度も、主務大臣と独法との協議で目標をつくるというふうな仕組みになっているようにございますし、先般の私の質疑に対する本会議での稲田大臣の御答弁では、十分意思疎通を図る、現場での創意工夫や自主性に配慮した目標設定を行うのが重要だということで、ぜひそうしてほしいと思っております。

ただ、これはそういう方針だということですが、それでも、何らかの形で制度的に独法も、目標設定に書かれるようなことを、政省令でも何でもいいんですが、担保した方がいいんじゃないかという気もまだしているんですが、大臣、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 今回の改正で、独法の自主性、自律性を高めるということは非常に重要なことであります。そのため、三条でも、今回では「独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」というふうに規定しているところがございます。法人やその役職員が参加意識を持って業務に従事し、創意工夫や経営努力、改善に主体的に取り組むことが重要だということに思っております。

通則法においては、法人は主務大臣の業績評価を受ける際にみずからの業績を記載した報告書を提出するとともに、法人は主務大臣の評価結果を、業務運営の改善に反映せんとすることのほか、昨年末の独法改革の基本方針で、運営費交付金の算定ルールなどの運用見直しにより法人の経営努力を促進する方向性を打ち出したところでございます。

こうした法人や職員による業務や経営の改善努力の成果は、主務大臣と法人とが意思疎通を図り、新たな目標を設定する際に大いに役立つものと認識をいたしております。相互にいい影響、そして意思疎通を図ることが極めて重要だということに考えております。

○松田委員 これは先般も本会議の際に質問させていただいた、レスポンスビリティとアカウンタビリティという二つの責任が区別されているという議論がありまして、私は、制度設計において、この辺をはっきりさせた方がいいんじゃないかという、その点をちょっと取り上げたいと思います。

レスポンスビリティというのは、先般も申し上げましたが、例えば職務の結果が思わしくない

場合に非難を引き受けるという意味での責任というふうに言われているのに対して、アカウンタビリティーというのは、一定の職務について説明すべき権限と義務とを排他的に引き受けて、違法あるいは不当な業務執行があればしるべき事後措置を講じるというのがアカウンタビリティーということ、これに対しても大臣の方から一応の見解、つまり、レスポンスビリティーとアカウンタビリティーの分配がどうなっているかという観点で一応のお答えが示されたと思います。

今、目標設定の話をしていましたが、法人側が目標設定に関与するということは法的には立場がないということであり、先ほどの私のしごと館じゃありませんが、企画立案側による問題が生じた場合のレスポンスビリティーというのは法人側でなく主務大臣側にあるということになるのかどうか、新藤大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 本法案において認められる独立行政法人の三類型ですね、中期目標管理、国立研究開発法人及び行政執行法人、いずれにおきましても、法人の目標設定を主務大臣が行うことになっておりますから、企画立案側による問題が主務大臣の設定した目標自体から生じたものであるならば、その責任は主務大臣にあることが法案上で明白になっていることでもあります。

例えば、法人業績の低迷の要因が設定された目標自体にあるとするならば、それは、主務大臣は目標変更などの適切な対応が求められる、こういうことで理解をしていただきたいと思います。

○松田委員 今回の改革は、主務省、主務大臣でPDCAサイクル、いわゆる主務省におけるPDCAサイクルというのをしっかり確立した。その意味では、各省大臣の責任が重くなったというふうに思っております。

その意味で、アカウンタビリティーというものを考えますと、主務省のレベルでPDCAサイクルを確立することで、アカウンタビリティーの面での責任を負うという、その面での主務大臣の位置というのが非常に強くなったという理解でよろ

しいかどうかという点なんです。同時に、総務省所管の第三者委員会、こちらは、各大臣はアカウンタビリティーを果たしているかどうかということを中心として見ることになるのか。

また、そういったことの結果として、日本国全体の視点から、国会がこれをチェックするとか関与する仕組みは、今のところ何もないんですねけれども、やはり、何かこういったことも考えた方がいいんじゃないかと思いますが、これは稲田大臣でしょうか。いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 今回の改革で、主務大臣が、目標設定だけでなく評価もすることによってきちんとPDCAサイクルを回していくということにより、主務大臣の説明責任というものをきちんと果たしていただく、そして、それを明確化するという仕組みを盛り込んだわけでありまして。

また、総務省の独法評価制度委員会が、中期目標期間の評価結果、また中期目標期間終了時の見直し内容を点検して、今委員が御指摘になったように、主務大臣が、きちんとアカウンタビリティーを果たしているかどうかをチェックする、そういう仕組みにいたしております。

今、国会の関与の御指摘がありましたけれども、今回、国会の関与という仕組みは設けてはいないんですけれども、主務大臣の評価結果のほか、主務大臣の見直し内容、独法評価制度委員会の意見は、通則法で公表を義務づけております。また、主務大臣や委員会の活動の検証が可能な透明性の高い仕組みといたしておりますので、そういう意味で、国民に対してきちんと説明責任が果たせるのではないかとこのように思っております。

○松田委員 国会もこういうことにもつと関心を持って、私はきちっと監視していくべきだと。やはり、政治家としての責任、主務大臣も政治家でありますから、そこのお互い政治家としてきちっと見ていくということを、私はもう少し考えた方がいいんじゃないかなというふうな感じ

がしております。

それから、今回の改革は、ある意味で、各省庁がしっかりと評価をして見ていくというのは、私は現実的だと非常に思っています。私自身も、いわゆる評判の悪い現役出向というのを役人時代に某独法にしていたことがありますが、確かに、毎年毎年、自分のところの評価委員会で評価をやつて、さらに親委員会のところでも評価をやる、評価疲れという言葉はまさにそうでございまして、何のために仕事をしているのかなというこ

とも思ったことがあるんです。もう一つ大きな弊害は、役人が、第三者委員会の委員の中に説明がつかないことしかできなくなるといことが結構あります。何か新しいことが起こつてくると、私は実は、あるNPO、言論NPOというのを昔個人でやっていたんですが、それを、例えば政策論の舞台をつくるというて、各省庁からいろいろ調査委託を受けるとか、議論をつくる委託を受けるときに、言論NPOなんて全然聞いたことがない、過去の実績とか従業員とか、それからそういった形式要件を細かく聞く、そうじゃないと第三者委員会に説明できないと。

役所の方は、これはすぐくすばらしいものなのでぜひやってほしいと思ってるんですが、やはり役人自身が形式論理で拘束されてしまっているというふうな、最近独法に限らず、こういう事例が結構多いんじゃないか。そこはやはり、各省庁のプロの人間の目でちゃんとこの価値判断もできるようなしていくというのは、それを事後的に、ちゃんと適正に行われているかどうか評価すればいいのであって、そこまで何となく萎縮してしまっているのはどうかという気がしないでもなかったんですね。

ただ、私は、そういう意味で、いいと思うんですが、逆に言うと、この改革をやりますと、本来、独法というのは、行政からある程度自立したところの自主性に任せるというところがあるんですけれども、評価のPDCAをやりますよというその名のもとに、日本では各省庁というのは基本

的に官僚主導でありますので、そのところは、やはり、逆に事実上の官僚の介入というのが強まってしまっているんじゃないか。

役所にいた人間としては、どうもそっちの方に流れてしまっているんじゃないかという懸念を抱かざるを得ないんですが、新藤大臣、その辺の運用をどういうふうにしていくか、お聞かせいただければと思います。

○新藤国務大臣 まず、国会の関与でございまして、私は二代ぐらい前の決算行政監視委員長を務めておりました。参議院にも、行政監視委員会というのがあります。そういった機能はぜひ發揮をしていただける、このように思っております。

それから今回の独法改革は、方向性として、ミッションの明確化とガバナンスの強化。この通則法で横串を刺したのはよかったんですが、刺し過ぎていて、物によっては成果の最大化を図らな

きやいけないものも、これから業務の管理をすべきものも同じになってしまっていた、これを改善したわけでありまして。

それらをミッションの明確化をして、主務大臣がミッションを定めるわけですから、もちろん、独法と連絡をとりながらですよ。そうすると、その結果の評価も主務大臣が行っていくんだ、それを第三者機関として総務省において新しい委員会を設けて全般的にチェックをする、これもこういうPDCAのサイクルをつくつたわけでありまして、

から、あとは、何よりも今回の独法は、成果をいかに上げるか。それぞれの三類型をつくりましたけれども、その類型ごとにきちんとした目標設定をして、それを原点に置いて、それに必要なPDCAも含めてこの運用をしていくということだと思っております。

やはり、形に加えてそういう精神を大切にしていくなければいけないか、私どもとしてもそういうことを心がけていきたいと思っております。

○松田委員 横串横断的にこの独法の評価を所管していく総務大臣に、ちよっと認識をお伺いした

いんです。

日本で、九〇年代の行革、今回の省庁再編につながる行革が行われたときに、この独法というのを当時イギリスではやっていたエージェンシー制度というのを参考に日本に導入した。もちろん、イギリスのエージェンシー制度と似て非なるものなので完全に同じものではないんですが、当時はやっていたのがニュー・パブリック・マネジメントという考え方で、目標を与えて、それを評価していくという。まさに、これが今回強められるような改革のように見えるんですけども。

ただ、ニュー・パブリック・マネジメントも、実際イギリスでやってみると、先ほど私が申し上げたレスポンシビリティとアカウンタビリティの配分の問題で結構いろいろな問題が起こつて、いいことがあれば大臣が自分の成果として誇り、悪いことがあれば法人の長が追及される、そんな事例もあったようで、必ずしもニュー・パブリック・マネジメントがうまくいっているわけではないという議論も聞いたことがあります。総務大臣、このニュー・パブリック・マネジメントについてどういう御認識、またどういうふうに取り組んでいけるか、お聞かせいただければと思います。

○新藤国務大臣　まさに、現状の独法制度というのは、このニュー・パブリック・マネジメントの考え方を中央省庁の改革時に導入してできたものであります。そして、行政における企画立案部門と実施部門を分離する、また、この企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を付与して裁量を与える、そういった中で業務の効率性、それから質の向上を図る、こういうことになったわけでありまして。

しかし、実際に運用してみても、現状の課題といえますか、この反省点といたしましては、主務大臣が目標を示すのみで評価に関与しない、主務大臣の目標が不明確であるようなことで適切なPDCAの確立になっていないのではないかと、こういう御指摘がございました。

それから、無駄の排除や業務運営の適正化が必ずしも自律的に行われていない、また、さまざまな業務を行う法人に一律の制度が適用されていないといったことで、政策実施機能が十分発揮できていないのではないかと。これはいずれも、ゼロ、一〇〇ではなくて、こういった側面があるのではないかと御指摘がございました。

それらを踏まえて今般の独法の改革を行おうということでありまして、先ほど申しましたが、主務大臣と独法の関係を主軸としたミッションの明確化とガバナンスの強化、そしてPDCAサイクルが機能する目標管理評価、そしてインセンティブが機能する仕組みの構築、こういったものを含めて独法の目的を明確化して、成果の最大化を図ろう、こういったことを考えているわけでございます。

○松田委員　先般の参考人質疑の中で、なるほどと言われる指摘が幾つかあったんですが、今は特に研究開発の方の話が中心になると思いますけれども、世界的にイノベーションの競争をしている時代にあつて、独法の通則的な管理運営というのが、これは定型的な業務を繰り返しているようなものを管理するのには向いている仕組みであります。しかし、個別具体的な、もっとより専門性のあるような、そういった業務を評価する上で、あるいはサポートしていく上で、いろいろと制約もあるんじゃないかと。

いわゆる画一的な管理統制の論理と個別的自主性、柔軟性の論理というのが、これはどうも二律背反のような面があつて、どちらかというと、もう少し自主性、柔軟性というところに時代の要請があるというように、例えば競争入札ということをやっていますと、時間と労力と費用をかけている間にどんどん研究というのは先に進んでいってしまつて、日本側で研究事業のタイミングを失することもある、スピーディーに成果に結びつける工夫というのがもっと大事である、あるいは、情報公開も大事だけれども、全ての研究状況の情報を公開するとまずい場合もある、評価に当たつて

はその分野の専門家の意見をしっかりと聞くべきであるというような参考人の意見も結構ありました。

これは、主務大臣の側では結構そういうことがわかつた上での評価をすると思いますが、横断断をやる総務省のいわゆる第三者委員会の方で、こういった専門家の観点で十分見ながら、かつ独法の通則的な管理運営とバランスが非常に重要になってくると思うんですが、それについてはどういう取り組みでいけるおつもりか、大臣にお聞かせいただければと思います。

○新藤国務大臣　研究開発法人の個別性、自主性に配慮した柔軟な評価、これが極めて重要だということふうに思っております。それは紙一重なんです。ルーズになつてしまふのか、それとも柔軟かということでもあります。ですから、そこはよくよく研究していかねばいけないと思います。

特に、そうした意味で、研究開発法人についてはその側面が強くなりますから、私どもとすれば、法律に定められた事務を行うに当たりましては、総合科学技術・イノベーション会議が作成する評価の指針案などを考慮しまして、そしてまた、そこに指摘された個別性、自主性などもよくよく勉強させていただいた上で、そして、研究開発法人の活動そして実績、こういったものもきちんと熟知をして、そういった勉強を重ねることで通則的な要請に応えるべく臨まなければいけない、こういう体制を整えたいと考えております。

○松田委員　大臣、ぜひよろしく願ひいたします。それから、独法側のモチベーション、先ほどの質疑でも出ていましたが、いわゆる経済的インセンティブといいますが、これもやはり独法にとつてもある程度必要だろうと。自己収入の目標を達成して利益計上した場合に、剰余金の処理で経営努力として認定する部分をつくるのか、私もこれは非常に大事な点だと思つております。これはどちらの独法とは言いませんが、私もある独法の組織にいたときに、独法に行った人はみ

んなわかつていないことですけれども、いかにして剰余金を計上しないようにするか。剰余金を計上すると国庫に召し上げられてしまうので、いかに剰余金にしないか、いろいろなことに使つたことにするか。かえつて今までの縛る仕組みというのは、無駄遣いというあれですが、非効率な支出につながりかねない要素が、実は独法にいた人はいくつかな常識なんですけれども、そういうところもありました。これが事実であります。ですから、努力をすれば自分の独法の仕事でよりいろいろな仕事、いい仕事ができるようになるんだという仕組みというのは、私は非常に大事な点だと思つております。

今回もいろいろな改革をされたことは、私はそれはそれで評価しておりますが、さらに、これは、例えばコスト削減をした、もう少し管理会計的な手法をしっかりとさせて、コスト把握をしかりさせて、コスト改善をしたものについてはパフォーマンスとしてきちつと業績評価に反映させるとか、剰余金を上げた、これだけの努力をしたということ自体を評価する物差しのようなものも評価に当たつてつくつていかかと思ひます。が、大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣　独法において、経営努力により生じた剰余の資金を積み立てて、その全部または一部を法人が認可を受けた中期計画に盛り込んだ使途に充てることができる、そういう制度があります。例えば特許などで得た利益は、これは全額手元に戻せるんですね。それから、運営費交付金の節約によつて生じた剰余金、これは二分の一を国と独法で分ける、こういうルールになっております。

これに、経営努力を認める要件というものを今回の改革でさらに改善しよう、このように考えておりまして、例えば恒常的な業務であつても新たなテーマや工夫による取り組みについて、新規の利益として認めましようとか、それから、前年度実績のみではなくて、過去の平均実績の利益を見ようとか、こういったものを入れようと思つて

います。

本来、政策評価の中には、そうした経営努力の評価、経営努力の結果、剰余金を出した、これも評価の項目になっているんですが、そのところはさらに重要だということ、こういったものを私どもとすれば視点に入れていきたい、そして、積極的な運営を積極的な評価をするような、そういうことを心がけたい、このように思っております。

○松田委員 ぜひよろしくお願いいたします。

それから、横串第三者委員会の本来の役割というのは、やはり、ニュー・パブリック・マネジメントのもとを考慮してみると、官の一番の問題というのは競争がないことで、競争がないところに、いわゆる法人の長に、公募をして、企画書を持つてくる、この企画書で一番すぐれたところにやってみたら、そのかわり、できなかったら損害賠償とかいろいろなことがあつてと。そういう形で官の分野に一定の競争を持ち込んできたのが私はニュー・パブリック・マネジメントだと。

日本はそこまでは行っていないと思いますけれども、ただ、評価をして、民間でできるものは民間でやらせる、あるいは無駄なものは統廃合していくということが、やはりアウトプットとしてなければいけないんじゃないかと思ひます。

これまでも、そういった評価を総務省はやつてきたと思ひますけれども、そういった観点から、どんな検討が今まであつて、これからどういう方針で臨んでいかれるか。総務大臣、ちよつとお聞かせいただければと思ひます。

○新藤国務大臣 今回の改正法の評価の視点また方針につきましては、これまでの政府における独法評価の取り組みの経験を踏まえて、まず第一に、法改正による評価の主体の変更がございす。評価委員会が、今度、目標を設定する主務大臣が評価することになるわけです。

そして、二つ目として、主務大臣の是正命令の創設と総務大臣の指針設定などを考慮した所要の変更を行う、こういうことになっているわけでありす。

一方で、毎年度評価に、総務省に設置される第三者機関が必ず関与するものではなくなることについては、これは、法人の目標期間の節目節目での十分な関与を可能とするものでありまして、そのことによって第三者視点による評価体制の弱体化は招かないようにしよう、このように考えております。

私どもとすれば、目標設定や評価に係る適切な指針の策定を、今回の改正により、総務省が行う行政評価・監視の調査対象に新たに独法が追加されたことでありますから、独立行政法人評価制度委員会の精力的な調査審議を支援して、そして、独法の行政評価における第三者視点の活用を図つていきたい、このように考えております。

○松田委員 その第三者の観点も踏まえて、基本的に、独法のあり方そのものと、か、そういう点についても行政改革の観点から切り込んでいくような、そういう評価をしていただければと思ひます。

最後に、せっかく総務大臣に質問するいい機会でもありますので、行政改革、財政再建の観点から、地方財政制度というものの関連について少しお聞かせいただければと思ひます。

昨年末の時点で、日本の家計の金融資産は、よく千六百兆円と言われていますが、千六百四十五兆円、民間非金融法人が千兆円近くありまして、ほかにも、政府が持っているものを合わせて、グロスで日本は金融資産を三千兆円持っているという状態にあります。

その運用先、これは金融部門を通じて運用されるんですが、家計部門千六百四十五兆円、これが、預貯金等その半分以上ですが、八百七十四兆円運用されて、ほかのものと合わせて、金融部門から政府部門に九百六十五兆円、これは大半が国債を、まあ国債だけじゃありませんけれども、つまり、日本の資金フローというのは、家計が蓄積した預貯金が金融機関を通じて国債に行くという、これが一番日本のメインの資金ルートになっている。

でも、これはよく考えてみると、汗水垂らして稼いだ貯蓄を、国債、しかもその国債も、発行残高は今年度末は七百八十兆円ですが、うち五百兆円を超える金額が特例公債。特例公債は、御案内のように将来にツケだけを残すもの、資産を残さない。資産を残さない資金運用をして、将来の税金を先食いしているわけです。

つまり、富を生むために運用すべきものを、富を先食いするために運用しているのが日本の資金循環の構造になっている。タコが自分の足を食うような運用をしているというのは、この日本の金融資産のポートフォリオの質がよくない、これを改善することが日本経済、財政の最大の問題だと私は思っているんですね。

そういうマクロ的な観点から見て、今よく聞かれる話が、例えばPFIとかレベニュー債とかそういういろいろな民間資金活用のスキームをつくつてみたところで、やはり、地方自治体の地方債制度があり、そこに交付税交付金が元利償還負担をしてくれるような非常に便利な仕組みがあると、やはりみんな、一生懸命案を考へてPFIをやつてみるとか、そういうことをしなくなつてしまふ。

やはりこの辺は、地方自治、地方財政制度もそろそろ抜本的に考へていかないと、本当の意味での行政改革、財政改革が進まないんじゃないか。交付税交付金は十六兆円と、社会保障に次いで大きいんですが、ここは聖域化しちゃつていふんです。

この辺について、最後に新藤大臣のお考えをちよつとお聞かせいただければと思ひます。

○柴山委員長 質疑時間が終了ですので、短くお願いいたします。

○新藤国務大臣 まず、民間資金を活用しようとして、PPP、PFI、コンセッションと呼ばれるシステムも我が国に導入しようではないかと。それは、二日前でございすか、十九日の経済財政諮問会議におきまして、安倍総理の方から、劇的にこれを導入しよう、こういう御指示が出され

たところでありす。

それから、あわせて、私どもも今、地域の元氣創造事業というのをやっておりますけれども、この仕事は地域の金融機関から融資を受けられる。その同程度を国の交付金として出しますよ。ですから、自治体が仕事をしたいのなら交付金を用意しますけれども、それは地域からも借りてくださいと。結局、国が出したお金と同額を地域の金融機関から受けることで、投資効果が倍になりますね。しかも、地方の信金、信組は預貸率が五〇%ですから。

ですから、私たちの国の中にはまだまだ使われ得るお金があるはずと委員が御指摘いただきました、そういったものを、少し視点を変えながら、そして工夫をしながら、ぜひ効率的な運用、また、我が国の金融資産を全体的に回しているような、そういう仕組みをつくりたいと総務省も考へてやらせていただいております。

○松田委員 どうもありがとうございます。また、別途この議論をさせていただければと思ひます。

本日はどうもありがとうございます。

○柴山委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時一分休憩

午前十時五十四分開議

○高木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。近藤昭一君。

○近藤(昭)委員 おはようございす。民主党の近藤昭一でございす。

きようは連合審査ということで質問の時間をいただきましたまして、関係の各位に感謝を申し上げます。

まず、質問させていただきたいと思ひます。既に連合審査の前に、当然質問として出ておると思ひますが、改めて、民主党の総務委員の立場から各質問をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、議員立法、野党案、民主党案の特徴ということで、改めて伺いたいと思います。具体的にどの点が政府案と違うのか、また、提出者として、どの点が政府案と異なり、この点がすぐれている、こういうふうにお考えなのか、お知らせをいただきたいと思います。

○後藤(祐)議員 お答え申し上げます。

今回の我々民主党、みんなの党で提出しております衆法は、民主党政権時代に政府から提出された閣法がベースとなっております。また、今回の政府から出ている閣法も、前回の閣法であるこの法律を踏まえて検討されてきたものと理解しています。その意味で、大枠の部分で似ているところも多いんですが、我々の衆法の特徴、すぐれている点といえば、独立行政法人改革へのより厳格な姿勢と透明性にあるというふうに考えております。

今回の閣法の方では、現行の独立行政法人制度を維持した上で、三分類に分ける形をとっておりますけれども、我々の衆法では、現行の独立行政法人制度が、組織のあり方、業務運営の両面ではころびが露呈しているという厳しい認識に立って、独立行政法人制度を廃止することとしています。その上で、国立研究開発行政法人を含む中期目標行政法人と公務員型の行政執行法人の二分類として、それぞれの業務の特性に合わせて、機能、特性を最大限に発揮できる組織体制を確立しようとするものであります。

また、主に次の三点において、国民にとってより透明性の高い制度となっております。

第一に、役員の公募に関する点であります。私どもの案では、役員の任命に当たっては原則公募を行うことを明記しております。また、同じ役所出身の方が多くなり過ぎないように考慮しなければならぬ、こういった旨も規定しております。これらを通じて、さまざまな分野から広く有為な人材を確保することを可能とすることによって、役員人事における法人と各所管省庁との関係の透明性が高まって、国民の適切な監視のもとで

法人運営ができることになると考えます。

ちなみに、これまで閣議決定に基づいて実施されてきている役員の公募制の導入によって、独法役員に占める退職公務員比率というのは、民主党政権前の二九・五％から、民主党への政権交代後は六・九％まで下がりました。退職公務員の天下りによる役員就任が大幅に減ることによって、内部職員からの役員昇格の可能性が大幅に高まることは、何より役職員の士気向上と現場の活性化につながるものと考えます。

第二に、法人の役員報酬についてであります。衆法では役員報酬に上限を設けることとしております。閣法にはこのような規定はありません。行政法人の業務は公共上の見地から行われるものであつて、国の行政機関と同じく、役員の報酬についても国民の理解と高い透明性のもとに支出が行われるべきであつて、一定の抑制のもとに置かれるべき面があると考えます。

第三に、独法役員の定年についてであります。民主党、みんなの党案では、各独法において定年を定めるとしておりますが、閣法にはこのような規定はありません。

現行では、平成十四年三月十五日の閣議決定に基づいて、役員の在任は原則六十五歳まで、理事長、副理事長相当職で特別な事情がある場合は七十歳に達するまでとなっております。

この現行の閣議決定の基準は、現時点では合理的なものだと考えられますけれども、実際に今、各独立行政法人における役員の年齢を見ますと、余り守られておりません。内閣官房行政改革推進本部事務局で調べていただいたところ、平成二十六年四月一日現在で、理事長、副理事長相当職で七十歳以上の方が十四名おられます。その他の役員で六十五歳以上の方が七十一名おられます。

これは、この閣議決定が余り守られていないというふうにも思えるわけであります。今回の衆法で、定年についてきちっと各法人が規程を定めて主務大臣に届けるべきだというふうに考えます。

最後に、無駄の削減、財務の効率化についてであります。

これは法律の条文という形ではないのですが、民主党政権時代の閣議決定において、法人内部の不要資産の留保防止の仕組みの構築、不要、過大な会費支出のチェック、関連会社との契約や随意契約の透明性確保など、財務面でも徹底した無駄の削減を進めることとしております。

このように、衆法では、行政法人の事業実施に必要な不可欠な人材をより広く公正に求めるとともに、国民の適切な監視のもとで法人運営を行うことができるという点で、閣法よりもすぐれているものと考えます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今提案者からも御説明がありました。そうした厳格性、いわゆる行政改革をしっかりと進めていく、あるいは人事登用をしっかりと厳格に、公平性を持って行っていく、そのために透明性も持たせたシステムをつくる、そのための法案だとして、また、そもそも論として、シャッフルといましようか、しっかりと新たに構築していくということ、一旦法人を解体して、新たなスタートを切っていく、こういうことだと思っております。

そして、そういう中で、公募をし、今いろいろと数値を挙げての御報告もありました報酬の上限、これは公共性を持って公共上の見地から行っていくかなくてはならない、そうした事業を効率よくどのようなふうに行っていくか、そうした法人のあり方をより厳格に進めていくんだということだと思っております。

そしてまた、定年も、今、七十歳以上の方が七十一名おられるということも御例示をいただいで、そうしたことを仕組みをつくって推進していく、なくてはならない。もちろん、それぞれの年齢の方、経験のある方も、そうしたある種の知恵とまた御経験があるとは思いますが、でも、若い人たちにもチャンスを持つていただく、また、新たな展開をしていく、そういう意味でそうしたことも重要だというふうに思います。そして、そういう

ことを仕組みとして提案しているんだということ

で理解をさせていただきました。

そうしますと、そういう観点から幾つか閣法についての質問をさせていただきたいと思っております。

政府案の二十八条二項で、「業務方法書には、役員(監事を除く)の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。」とありますが、監事による内部ガバナンスを徹底するために、例えば、独立行政法人の役員は、不正の行為をした

りそのおそれがあると認められるときなどは直ちに監事に報告することを業務方法書に書き込むべきではないかと思いますが、いかがでありますでしょうか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。

独法制度は、御案内のとおり、法人の自主性、自律性を重視する制度でございます。

まず、一般論でございますが、業務方法書に記載する事項として、どのような内部統制の体制整備に係る事項を記載するかにつきましては、多様な業務を行う各法人がそれぞれ抱えるリスクを踏まえて検討し、主務大臣の認可を得るべきもの、これが一般論であらうかと思っております。

そのような中で、監事の機能強化の一環として、各法人に共通する事項としてどのようなものを業務方法書に記載させるか、これにつきましては、法案が成立しましたところで独法制度を所管する総務省を中心として検討されるもの、そういう手順を踏むこととなります。

その際に、法人の役員から監事への報告、これにつきましては、現在、独立行政法人の監事さんたちの集まっている連絡会が作成している報告書がございまして、監事監査に関する参考指針と言っておりますけれども、この中で、法令違反行為等について、関係者は監事に速やかに報告する、こういったことが記載されております。

こういったことも踏まえつつ、監事機能や内部

統制の強化に資するものとなるよう、そのあり方につきましては総務省と今後相談してまいりたいと思っております。

○近藤(昭)委員 いろいろと相談をしていくということではありますが、やはり、私は、今民主党案の中でも触れられていた、透明性を維持していく、そしてガバナンスをしっかりとっていくという意味で、これからということではありますが、ぜひそのことについてはしっかりと書き込むべきだと考えております。

幾つか質問が、確認をしたいことがありますので次に参りたいと思っておりますけれども、役員の定年の規程についてであります。

今、議員立法の提出者の方からも話がありました。定年の問題について、野党案では、法人は、社会一般の情勢を勘案し内閣総理大臣が定める基準に基づき、その役員の定年について規程を定め、主務大臣に届け出なければならないとしているわけでありまして。

少なくとも、各独立行政法人は、役員の定年に関する内部規程を設け、少なくともであります、公表すべきと考えますが、いかがでありますか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。独立行政法人の役員につきましては、今回の見直しにおきまして二点ございまして。

一つは、国家公務員とか民間企業を見ましても、独法役員のように何年というような任期を付して任用されるようなケースにつきましては、法律上の定年制は設けてございません。

それから、人事運用の中では、高齢者の能力の活用、こういったことも含めまして、まずは適材適所の人材登用が最も重要であろうということで、一律の基準を導入することは妥当ではないのではないかと、法案の上では定年に係る規制を導入することはしなかったものでございます。

運用におきましても、高齢者の能力の活用も含めました適材適所の人材登用、こういった観点か

ら、各法人において、その業務の特性等を踏まえて個別に判断されることが望ましいであろうということ、こうした、一律に役員の定年に関する内部規程を策定する、こういったことを義務づけるということは現時点で妥当ではないのではないかと考えているところでございます。

○近藤(昭)委員 おっしゃったことは、私もさつき申し上げたように、それぞれ、よりよい、公共上の立場からやるべき施策を進めていくということに人材を登用していかなくちゃいけないということとは、私も理解しないことではないわけですが、

ただ、どうでしょうか、先ほど野党案提出者、民主党案提出者からありました、七十歳以上の方が七十一名であるというのは、私は、人材登用、いろいろな見地からいっても、やはり世間的に、一般的に言うところ、私の感覚からいっても、多いと思いますが、いかがでありますか。

○長屋政府参考人 若干、数字面でございます。申しわけございません。七十歳以上の者というのは十四ポストということでございます。六十五歳以上の者が七十三ポストということでございます。全体を合わせると六百三十六というポストの中でございます。

○近藤(昭)委員 大臣、いかがでありますか。○福田国務大臣 今、七十歳以上、十四名が多いかどうかということですが、私、再チャレンジ担当大臣もやっておりまして、最近の内閣府の調査では、六十五歳以上の方も半分以上の方が働きたいということをおっしゃっています。

また、先日、シンガポールに行きましたときに、大変著名な、ある大学の先生の權威の教授がシンガポールで研究を続けておられて、それは、日本では定年制でそれ以上働くところがなかったということもおっしゃっておられました。

役員の場合は任期もございまして、もちろん、余り高齢というのはいかなるものかという視点もよくわかりますけれども、年齢にとらわれるということもなく人材を登用するという面もあつ

ていいのではないかとふうに思います。○近藤(昭)委員 それぞれ、特殊な言いまじょうか、特徴ある経験とか豊富な経験とかあるいは知識といまじょうか、そういうものもあるんだと思ひます。

ただ、やはり私は、逆に、今、稲田大臣が言及されたことと申すと、今、六十五歳以上も働き続けたいとなかなか家計が苦しいということでもあつたと思ひます。つまり、社会全般で経済状況が非常に厳しい人たちが多い。だから六十五歳以上でも働き続けたいと難しい。生活をしていけない。そういう中から、六十五歳以上も働き続けたというところが第一の理由だつたと思ひます。

そういうことも考えれば、私は、もちろんそういう人材を登用していくことは大事ですが、やはり、限られた予算の中でやっていく、そうしたところが独立行政法人をつくつたそもそのところでもあると思ひます。ですから、そこはしっかりと、バランスという言葉は余りにも曖昧かもしれませんが、やはりそこは大きな見地で考えていただきたいと思ひます。

そういうことで申し上げますと、役員の報酬についてお伺ひをしたいと思います。

何も私は、報酬を下げる下げろと、その方の能力に応じた報酬というのはきちつとあるべきだとは思ひます。ただ、それも、今申し上げた限られた財源の中でそれぞれの人のしっかりと働いてもらう、そういうことでいうと、定年制もそうですし、また報酬のことも、ある意味、これは全体の中でしっかりとしたある種の抑制も持つていかななくてはならないと思ひます。

そういう意味では、民主党案では、役員の報酬等について、中期目標行政法人の役員に対する報酬の額は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない。と上限設定を定めていけるが、運用面においても役員報酬について上限の設定を求めないのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○市川政府参考人 お答え申し上げます。独立行政法人の役員報酬につきましては、これまで、平成十九年の閣議決定である独立行政法人整理合理化計画において、法人の長の報酬は事務次官以下とするとされ、これが各法人一律の上限となつてまいりました。

一方、各法人は、業務内容、法人規模など、それぞれ異なる特性を有しておりますことから、こうした画一的な方法では法人が必要な人材を確保できないおそれがあるとの指摘もなされてまいりました。

今回の改革では、法人の自主性、自律性やインセンティブの仕組みが最大限機能するよう、一律的で過度に厳格な運用は見直すこととしており、この役員報酬につきましても、これまでの取り扱いを改め、法人の事務事業の効果的、効率的な実施に必要な場合には、法人及び主務大臣が十分に説明責任を果たすこと、これを前提にした上で、必要があれば法人の長の報酬を事務次官以上とすることも可能にする、そういう見直しをしたところでございます。

このように、今回の改革では、説明責任の上で役員報酬の柔軟な取り扱いを可能にすることとしたものでありまして、その上に何らかの上限を設けることは盛り込んでおらず、運用面においてもこのようなことは考えておりません。

○近藤(昭)委員 改めて民主党案提出者にもお聞きしたいと思ひますけれども、多分そこは、柔軟な運用とおっしゃいますが、私はやはり、逆の意味でいうと、先ほど、年齢にかかわらず、本当に能力を持った、あるいは経験を積んだ人を登用していくということも、ある種の幅で考えるならば、やはり役員報酬については、上限を設ける中で、その中で、逆に言うところ、いとは申し上げませんが、年齢の高い方も雇用していく、しかしそれは大きな枠の中ではしっかりと上限を設けていくんだ、こういうことが必要ではないかと思ひますが、民主党案提出者、いかがでありますか。

か。改めて、民主党案、野党案で出ている考え方。

○後藤(祐)議員 お答え申し上げます。

上限はしっかりと設けるべきだと思いますし、例えば、非常にこの人でなければならぬという方を高額でどうしても招聘したいというような特別なケースは、そういった特別なケースはそういう上限を特別に定めればいいわけであって、いろいろなことを考えながら上限を定めることができるような規定になっておりますので、例えば、役所のOBの方なんかのイメージとノーベル賞級の方を連れてくる場合のイメージというのは、若干違ってもいいと思うんですね。ですが、そういった特殊なケースがあり得るから上限を設定しないんだとして、結局、その他多くの方々もそこに引きずられて上限なきままに高い報酬になってしまいう可能性があるというのは、本末転倒ではないかというふうに考えます。

○近藤(昭)委員 よく趣旨がわかりました。私も、そういう、本当に難しい時代でありますから、柔軟性を持って、しかし、そこはやはり全体のバランスといいたしうか、一つの一定の歯どめと申しましようか、そういうものが必要なんだと思います。

さて、次の質問に行きたいと思いますが、不要財産の国庫納付についてであります。

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるに当たっては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」、平成二十四年一月の二十日行政管理局改定に基づいて不要財産とみなされたものについては、毎年度、毎年度であります、国庫納付すべきと考えますが、いかがでありますよう。

○市川政府参考人 お答え申し上げます。

「独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならぬ」と法律上されておりまして、独立行政法人の保有資産につき、国庫納付を念頭に不要財産か否かの判断をする際には、御指摘のと

おり、総務省の通知、保有資産の不要認定に係る基本的視点に沿って、法人の業務にとっての必要性を個々に勘案する必要があります。

その上で、不要財産と判断されたものであつて、当該財産が政府からの出資または支出を原資として取得したものである場合には、遅滞なく、主務大臣が財務大臣に協議の上、認可をし、国庫に納付することとされております。

このため、御指摘はおおむね妥当なものというふうに考えておりますが、技術的な点を申し上げますと、このような不要財産の認定等は随時行われ得るものでございまして、必ずしも財務諸表の承認時に限定する必要はございません。

他方、国庫納付というものは、個々のケースによつては、合理的な理由により事務処理に一定の時間を要するものもございまして、御指摘のありました毎年度国庫納付というものが、仮に、判定と同事業年度内に国庫納付するという意味であるならば、そこまでの義務づけは、若干対応困難にならうか、そのように思っております。

いずれにいたしまして、各法人、主務大臣において、既に不要となつていいる資産が独法内に留保されないよう、不断に不要保有資産の状態を確認するなど、適切に対応することは必要と考えております。

○近藤(昭)委員 困難な状況があるという御説明もありましたが、やはり私は、技術的と申しましようか、そうしたものを超えてという工夫をして、毎年度国庫納付していく、それがわかりやすい透明性を生んでいくんだと思います。

それでは、ちよつと時間が限られていますので次に参りますが、独立行政法人の統廃合の組織の見直しに当たっては、原則として、政府の責任において当該法人職員の雇用を確保すべきと考えますが、いかがでありますよう。

○市川政府参考人 御答弁申し上げます。独立行政法人がその政策実施機能を十全に発揮する上で、各法人の職員が誇りと使命感を持って働くことができる環境整備は不可欠であります。

その観点から、昨年末の改革基本方針の閣議決定においても、改革を推進するに当たっては、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する旨を盛り込んだところでございます。

こうした前提に立ちつつ、職員一人一人が自発性、創意工夫を大いに発揮し、各法人が経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるよう、しっかりと改革の実現を図ってまいりたいと考えております。

○近藤(昭)委員 それは、雇用を確保すべきかという点については、どういう考え方なんでしょう。

○市川政府参考人 組織見直しにおける法人の職員の雇用につきましては、民主党政権下で行われました二十四年の閣議決定においても、昨年末の改革基本方針の閣議決定と同様、独立行政法人の職員の雇用の安定に配慮するという旨を盛り込んでおりました、それ以上に踏み込んだ考え方を示されてはいなかったというふうに承知しております。

私どもも、今の立場は、独立行政法人の職員の雇用に配慮するということでございます。

○近藤(昭)委員 さまざま、体制といいたしうか状況が変わっていく中であります。そういう中で、働く人たちが、もちろん諸条件があるわけでありまして、翻弄されないようにお願いをしたいと思ひます。

それでは、職員の給与についてであります。独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すべきと考えますが、いかがでありますようか。

○稲田国務大臣 独立行政法人の職員の給与は、独法通則法に定める支給基準を設定する際の考慮事項に基づき、労使交渉を経て各法人が自主的、自律的に定めてきたものというふうに承知をいたしております。

今回の通則法改正においては、職員の給与の支給基準を設定する際の考慮事項に関する規定を改正し、第五十条の十において考慮事項の明確化を図ることとしたしております。

ただし、通則法の規定はあくまでも考慮事項を規定しているものであり、個別法人の給与の具体的な支給基準については、これまでと同様、労使交渉を経て各法人が自主的、自律的に定めていくものというふうに理解をいたしております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございませう。さまざま課題もある、そういう中で労使でしっかりと交渉するというシステムで行っていただきたいと思うわけでありませう。

さて、改めて、民主党案の中の一つの大きな目的として、透明性を担保していくんだ、こういうところがすぐれている、こういう言及が提出者の方からありました。

さて、それでは情報公開についてお聞きをしたいと思ひます。

情報公開については、事業部門、間接部門別職員数、公務員OB再就職先の取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況にかかわる情報等を含め、各法人のホームページ等々で自発的かつ定期的に行うべきであり、さらに総務省は、これらの情報を総括的に、わかりやすくホームページで閲覧可能とすべきと考えますが、いかがでありますよう。

○新藤国務大臣 今回の独法改革において、昨年十二月に閣議決定を行いました。「これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化する」と併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。「このようにされているわけでありませう。

これまで、各法人に関する情報の公開を進め、総務省においても、総務省ホームページ、e-Govというのがございませうが、そうしたところで総括的な情報開示を進めてきたところでありませうが、今般の独法改革を受けまして、さらに

わかりやすい形で情報公開という観点から、各法人におけるさらなる取り組みを促すとともに、インターネットによる情報の総括的な提供なども含めて、今後、情報公開の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

○近藤(昭)委員 大臣、どうもありがとうございます。

つまり、図っていくということで、可能としていくというこの理解でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

○高木委員長 次に、津村啓介君。

○津村委員 民主党の津村啓介でございます。

このたび、長年課題となっておりました独法改革、独立行政法人改革の通則法の審議、いよいよ佳境を迎えているということでございまして、稲田大臣そして事務局の皆さんの御努力に敬意を表したいと思っております。

各論に入る前に、独立行政法人はどういう経緯でこれまで制度が導入されてきたかと申しますと、九七年に最終報告があつて、二〇〇一年から導入をされたいわゆる橋本行革、この中央省庁の再編の大きな文脈の中で独立行政法人についても整理が行われて、今の制度が導入されたということでございます。

今私たちは、ここでは独法の話をしているわけですが、一方で内閣府、内閣官房のあり方、当時の、省庁再編によって縦割り行政を打破していく、横串をしつかり刺すことによって、一方で行政の専門性を担保すると同時に、総合調整の機能も強化していくということが橋本行革の高い理念だったと思うわけですが、十三年を経て、いろいろと今日的な課題も見えてきた。そういう中で、一方で、与党におかれても内閣府、内閣官房のあり方を議論されていると思ひますし、また、菅長官も何度か言及をされておられます。

そうした中で、全体像を持つてちよつとこの議論をさせていただきたいんですけれども、稲田大臣が橋本行革を、どういう意義を感じておられる

か、そしてまた、今日的な課題として、どういった新たな課題として認識されているか、全体像をお聞かせいただきたいと思ひます。

○稲田国務大臣 私は、橋本行革が示していた理念、そしてその改革の方向性を承継していくべきだというふうに考えております。

最近の行革といえば、ややもすれば、無駄排除、人員の削減というところに重点があり、それはそれで、もちろん国民の政治に対する信頼を回復する上で大変重要だというふうに思つておりますが、橋本行革がそうであつたように、本来の行革というのは、将来のあるべき姿というものを議論して、そのための改革を進めていくものであるというふうに考えております。橋本総理は変革と創造、私は伝統と創造なんですけれども、さまざまな改革の中で、この行政改革というのはその中核を占めるべきものであるというふうに考えております。

そして、その意義としては、橋本行革において、内閣、官邸機能の強化と中央省庁の行政目的別の大くりの再編を行い、従来の一府十二省庁が一府十二省庁に再編をされた。また、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方、実施部門に独立の法人格を与えることで業務の効率性と質の向上を図るため、独立行政法人制度を導入をされました。この改革によって、総理主導、官邸主導による行政の仕組みが整えられたというふうに理解をいたしております。

橋本行革の、この国のあり方、改革のためには政治がリーダーシップを発揮する、そのために、内閣の機能強化、そして行政の縦割りの弊害を排するということ是非常重要的であると思つております。

御党の賛成も得て先月成立をいたしました国家公務員法改正法は、内閣人事局のもとで内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、縦割り行政の弊害を排することができ、こうした取り組みをさらに強化するものというふうに認識をい

たしております。

独法制度については、この発足後から十年以上がたつて、さまざまな課題が明らかとなつてきて、このため、制度本来の趣旨に立ち戻つて、法人の政策実施機能の最大化を図りつつ、官の肥大化防止、スリム化を図る観点から、改革の集大成として、制度、組織両面で抜本的に見直しを行うこととして、今回の法案の提出に至つたものであります。

他方、御指摘のとおり、内閣官房、内閣府にさまざまな事務が追加されてきた結果、業務が肥大化して、意図してきた本来の機能を発揮しにくくなつていくのではないかと、そういう課題もあらうかとこのように思つております。

橋本行革が掲げた改革の理念は今日でもいささかも古くなつておらず、まだ改革の途上であり、行政改革というものを不断に進めていかなければならないという認識のもとで今回の法案も提出させていたというところでございます。

○津村委員 大臣は一番冒頭に、橋本行革の理念は大臣として承継していくというお話をされました。今、最後も、いささかも理念が古くなつていくものではないかというふうにおっしゃつたんですが、実際には、いろいろな形で、もともと縦割り行政を、横串を刺すという話から始まつているわけですが、残念ながら、内閣府あるいは内閣官房の中にさまざまな本部ができて、それごとに、前回、内閣委員会の議論でその話はさせていただいたんですが、ある本部は伝統的にある省庁が事務局をずっと務めているとか、こちらはずっと同じ参事官が同じ出身官庁で務めているとか、ある意味では内閣府や内閣官房の中に各府省の出先といひますか、植民地といひますか、そういうのがどんどんできてしまつていく。

例えば、三月に、維新の会の杉田さんの質問だったんですが、各府省との併任者はどうなつていくかという質問に対して、平成十三年には二百二人だったものが、平成二十四年には五百七十四人と、約三倍にふえていると。

私が申し上げたいのは、大臣は先ほど、内閣府、内閣官房の肥大化ということについて触れられて、これを効率化、スリム化していく必要があるということをおっしゃつたんですが、規模的にそれをスリム化していく、効率化という意味ではいいことかもしれないけれども、私は、むしろ内閣府、内閣官房の機能が低下してしまつていないんじゃないか、横串機能が十分発揮されていないので、数を減らしますと、余計何か機能が落ちていくように思ふんです。

確かに、たくさんの方々が議論をめぐり、大臣や副大臣の兼務が多過ぎて、その結果、政治主導、先ほど政治的リーダーシップとおっしゃいましたけれども、それが発揮しにくくなつていく。そこをスリム化することで機能を強化しようという方向はわかるんですが、もう少し、スリム化、効率化というダウンサイジングではなくて、機能を強化する前向きな検討というのはされていないんですか。

○稲田国務大臣 全く認識は一致をいたしております。単にスリムにするとか人員を減らすとか、そういうのが本来の意味での行革ではなくて、また、内閣府、内閣官房、内閣の機能を強化するという意味での省庁再編の理念というものを最大限発揮していかなければならないと思ひます。

その意味において、今回、内閣人事局をつくつて人事における横串を刺すというのは、まさしく先ほど委員が御指摘になつた、このポストはこの省から来る者であるという固定されたポストを廃するという意味も含まれておりますので、そういう人材戦略等も含めて、機能強化に努めてまいりたいと思ひます。

○津村委員 内閣人事局のトップに政治家の方がつかれるという報道も出ているようですが、ぜひその趣旨を貫徹していただきたいというふうに思ひます。

もう一つ、それに関連して、内閣府の採用、そして人事について伺いたいんですが、やはり

り内閣府や内閣官房が十分に調整機能を発揮していくためには、そこに優秀なプロパーの職員の方がおられるのが非常にいいと思うんですね。他省庁から来た方がトップを占めていたらついったら、どうしてもそこは、先ほどの植民地という話ではありまじやないけれども、出身官庁にある程度影響されるんじゃないかということを、第三者から見ると懸念するわけです。

そういう意味で、内閣府にどういう人材が集まってくるかというのは非常に重要だと思うんですが、残念ながらというのか、内閣府の構成が、経済財政だとか科学技術、防災、沖縄といったふうにあるいは食品安全、消費者庁という形で、ある意味では、非常に、専門性という意味ではばらばらなものですから、これをやりたいから内閣府に入るといって、新卒の方がイメージを持ちにくい。あるいは、インセンティブというのか、これをやるから内閣府に入るといってイメージが持ちにくいという構造的な問題があるんじゃないかと思うんですけれども、そこはどういう工夫をされていますか。

○稲田国務大臣 私内閣府における人事管理についての権限を有しているわけではないんですけれども、所感を申し述べますと、内閣府の役割、知恵の場として、内閣官房の戦略機能を助けて横断的な企画調整機能を行うという内閣府の機能に着目した人材というのが必要であるというふうに思います。

したがって、旧経済企画庁時代とはその担うべき役割は大きく異なっていて、経済財政政策のほか、男女共同参画、防災など、国政上の重要な多くの業務を担っております。

また、業務の性質上、他省庁、民間からの出向者、併任者も多く、内閣府採用職員はプロパー職員として、人事管理等で中核的な役割を担うことが期待をされているというふうに思います。

このようなことから、高度な専門性、多様な業務に対応できる柔軟性を兼ね備えた人材を採用、育成できるようにしていくことが必要であるとい

うふうに考えております。

○津村委員 同様に、採用人事については、二〇〇一年にできた各府省でさまざまな試行錯誤をされていると思うんです。

新藤大臣に伺いたいと思いますけれども、総務省、これはいろいろな経緯があったと聞いておりますけれども、自治省と郵政省、総務省、どれだけ仕事に近いのか、関連があったのかよくわかりませんが、一つの省になった。採用も大変だと思わうんですね。例えば、技術職については情報通信、統計、消防というふうに区分して採用されているようですね、そういうことは技術職です。あるのかなという気がするんですが、事務系について、インターネットなんかで霞が関の官僚志望の方々がいろいろブログとか書いていたり、官庁訪問の情報交換をしているようなものがあるわけですから、人気官庁の一つとして総務省自治分野というのがあって、そういうワーディング出てきます。

総務省の事務職というのは、一つの採用体系にはなっていないんですか。

○新藤国務大臣 総務省においては、平成十三年の発足以来、総務省職員として一括して新規採用を行っておりまして、そういった事務系の採用区分を分けているわけではございません。

○津村委員 なぜ総務省自治分野というふうに称されているんだと思いますか。

○新藤国務大臣 採用においては一括採用で、ですから、そのときに、旧省である自治、郵政、それから総務省、それぞれに枠を設けているわけではないわけでありまして、本人の希望とそれから適性、そういったものを踏まえて一括採用する。

しかし、仕事としては、旧自治系の部門とテレコム系の部門、また総務系と、これはそれぞれ系統がありますから、主に、それは本人の希望であり、また適性を見るということでありまして、私どもの中にそういう分野があるわけでありまして、そこについての専門性を持った職員を育てていく。

また、私とすれば、総務省全体として、他分野というのか、ほかの課の仕事についても関心を持つようにという意味での人事交流などはやらせております。

しかし、もともとの仕事は幾つかに分かれておりますから、その中で便宜的にそういう言葉が使われているんだらうと思いますが、我々は、採用区分の中でそういったものは設けているわけではないということでもあります。

○津村委員 総務省を悪く言いたいわけではなくて、どこの役所でも専門性、多岐にわたることはありますし、あなたは主にどういうことをやりたくてうちの役所に来たんですかということは面接で当然聞くと思いますので、ある程度の得意不得意が出てくるのは当然だと思うんですが、外から見ると総務省は特にその色彩が強い印象を受けたものですか、あえて問題提起をさせていただきます。

なぜかといえば、自治分野というのは総務省の中でも数多いんじゃないでしょうか、そういうわけで人気官庁として出ていきましたから光が当たる分野なのかもしれません、そういう採用にツイトラック、スリートラックということがもしあれば、やはりモチベーションにかかわってくると思いますので、そこはぜひ大臣として、これから採用の時期になります、来月、再来月が非常に大事な時期だと思いますが、まさに政治家としてしっかりと目を光らせていただきたいということで取り上げさせていただきます。

続きまして、独法の話に入ってまいりますけれども、まず後藤田さんに伺わせていただきます。

今回、独立行政法人改革の中で、新たに一般研究開発法人という類型ができました。そこで、総合科学技術会議が新しい役割を担うことになるわけですから、総合科学技術会議は昨日、五月十九日に、今国会で成立した内閣府設置法の改正によって、総合科学技術・イノベーション会議に衣がえをしたと思います。体制はどのように変わったんでしょうか。

○後藤田副大臣 お答えをいたします。

まさに司令塔機能強化ということで、先般も委員会でも御質問をいただきましたけれども、総合科学技術・イノベーション会議ということになりましたが、体制につきましては、人員ということだとは思わうんですが、人員については、事実関係としては、人数は変わっておりません。

あと、中の、出身の省庁等々、そこでプラスマイナスはございますが、前と後では事実関係としては人数は変わっておりませんというのが現状でございます。

○津村委員 予算とかマンパワーとか、そういうリソースを限られた中でどう割っていくのかというのが政治的リーダーシップだと思いますし、それがその政権のその分野への力の入れようをあらわしているんだと思うんですが、今回、大仰に法律を変えて、名前も変えて、新しく総合科学技術・イノベーション会議を立ち上げたけれども、一昨日看板を入れただけで、人員は何も変わっていないというのは、重要性は増していないということなんです。

○後藤田副大臣 お答えをいたします。

委員も総合科学技術会議の応援団として、いろいろな意見をいただいております。

まさに、おっしゃる通りに、独法の改革の基本方針、昨年の閣議決定におきまして、研究開発成果の最大化ということで、これが第一目標が達成できるようにする、そういう必要な考えのもと、まさに独法通則法におきまして、総合科学技術・イノベーション会議が研究開発等々の指針の案をつくるほか、主務大臣が策定する目標の管理、また目標期間の終了時の見直し等々、こういったものをチェックしていくわけでございますが、まさにまだお恥ずかしい状況ではございますが、これから、前回の委員会でもお答えをいたしましたけれども、さらなる事務局体制の強化が求められていることは委員のおっしゃるとおりでございますので、それに対応できるように、産学官の協力を得ながら、体制整備をしっかりと行ってい

きたいと思っています。

○津村委員 今私が質問を差し上げたのは、既に成立した内閣府設置法改正の話ですが、今回、さらに加えて、この独法改革によって、総合科学技術会議、総合科学技術・イノベーション会議の役割はさらに付加されるわけです、プラスアルファ。

これからは、研究開発法人の指針作成に当たって、さらに先ほどの話プラスアルファで体制を強化していくという考えはあるんですか。具体的には来年の定員の議論だと思ふんですけれども、プラスアルファ何人程度、増員を考えていらっしゃいますか。

○後藤田副大臣 委員御指摘のように、今回の法律では、研究開発法人につきまして、民主党案は総科が目標、評価に意見を述べるということになっておりますが、我々は、今まさに人員の問題もございます。

総科・イノベーション会議が、私どもの法案では、いわゆる一般的な国立研究法人につきまして、目標及び評価の指針案の作成にとどめます。一方で、特定の国立研究開発法人につきましては、目標及び評価にみずから意見を述べて強く関与するということで、まさに先ほどの御議論のように、司令塔強化の中で、特定国立研究についてもしっかり関与していくということでございます。

もちろん、やはり人員の問題、事務負担の増大ということもございすけれども、研究開発法人の中には、国交省の所管の例えば建築研究所とか土木研究所とか、いわゆる建築基準、基準を研究するところもございす。そういうところ、総合科学技術会議という司令塔機能を、まさに国家戦略を考えるとところが一つ一つ関与するというのは、本来の役割とはいささか違うのではなからうか、このように思っております。

ただ、特定国立研究開発法人につきましては、目標策定におきましても、事後評価につきまして、今の体制をまずは維持しながら意見を述べて

いくということですが、必要があればその強化に努めてまいりたいと思います。

○津村委員 後藤田さん、今、土木研究所等の例を出して、総科・イノベーション会議は、大局的なものを考えるのであって、一つ一つ、各省所管の小さいものに手を出すわけじゃないということをおっしゃいましたが、後藤田さんや山本大臣がされていることは、僕は逆だと思ひますよ。

SIPとかもそうですけども、自分たちで、三百億、五百億という、全体から見たら本当に微々たる予算を手元に置いて、そこをいじくって、何かリーダーシップを発揮していると胸を張られますけれども、そんな五百億や六百億の話を、わざわざ総科のあの限られた人員で事業官庁のまねごとをしなくたって、全体としてしっかりとした大局的な指針を示されればいいわけですから、今そうおっしゃったんですから、ちよつとおっしゃっていることとやっていることがちがうぐだと僕は思ひます。

逆に、パイロットといいますか、プロジェクト的に五百億に非常に意味を持たせるのであれば、それはそういうやり方もあるかもしれません、今回のやり方はそれとはまた違うやり方になっちゃっていると思ふんですけれども、いかがですか。

○後藤田副大臣 委員は、まさに新しい司令塔機能につきまして本当に御支援いただいているお立場だと思ひますし、内閣府の中でもお仕事された御経験からのお話で、大変おっしゃるところもよくわかるわけですが、前回の委員会でも御答弁させていただきましたように、例のSIPにいたしまして、これはまず第一歩として、いわゆる科学技術政策を一つにまとめたところ、ございまして、五百億程度では司令塔機能としてどうか、これはまた、まさにおっしゃるとおりでございますが、その第一歩を踏み出したということもございす。

そしてまた、さまざまな総科、またイノベーションの役割というものもこれからたくさんふえ

てくることが想像される中で、それはまた査定当局等とも我々は真剣に議論をしながらやっていきたい。まさに、今いわゆる行政改革の中でも、総人件費の抑制等々、そういった観点、切り口もある中で、なかなか人員をふやせないという中で、戦略的な国家戦略につきまして、しっかりとその点を主張しながら、委員おっしゃる方向に向けて努力はしてまいりたいと思ひます。

○津村委員 独法の話に戻りたいと思ひますけれども、民主党の提案者後藤さんに一つ伺った後、稲田大臣に伺いたいと思ひます。

二つの、閣法、衆法があります。これで、研究開発法人に対する姿勢というところで、どう違うのかということ、これは先週金曜日の内閣委員会、たしか維新の会の杉田さんが御質問になつたときに、大臣そして後藤田副大臣は、研究開発法人というのを政府案では一つ類型とし切り出しているんだ、それが民主党と違うんだ、自分たちは研究開発法人に手厚いんだということをアピールされたわけです。

私は、先ほどの人員の話を見ても、名前はそうかもしれないけれども、実態としては、民主党、みんなの党案に比べて、研究開発法人への支援の姿勢が薄いというふうに思ふんですけれども、ぜひ反論していただきたいんです。

まず、後藤提案者に伺ひます。民主党案の研究開発法人への手当てといひますか、どういう形で支援をされるのか、簡潔にお願いいたします。

○後藤(祐)議員 お答え申し上げます。形式としては、我々は二つに分けておりますけれども、その中で、研究開発法人だけに適用されるルールについての規定もございすので、政府案に比べて、我々がそこについて軽視しているといういわれは全くないと思ひますし、むしろ、その差はほとんどないものだというふうに考えております。

ただ、細部というか個別論において随分違うところがありまして、一つは、研究開発法人の目標

期間は、我々は、三年から七年の間で定められるという意味で、より柔軟な目標期間の設定が可能になっているということ。

あとは、研究開発法人の長及び監事の任期について、政府案は目標期間と同じ期間となつておりますが、我々の案では三年から五年ということにしております。目標期間の方がこれらの任期より長い場合には、目標期間の途中段階で法人の長や監事の任期が到来することになって、それまでの評価を踏まえた人事がその後可能になる、こういう点があると思ひます。

あと、一番大きな点としては、今少し御議論がありました、総合科学技術・イノベーション会議の関与のあり方です。

今回出ている政府案より前に我々の案というのはもとまでできていたわけですが、目標も、これは、主務大臣が個別法人の中期目標を定める際に、あらかじめ総合科学技術・イノベーション会議の意見を聞くことになっておりまして、これによって、会議が個別法人の目標策定に関与して、国全体の科学技術イノベーション政策の推進を個別の分野で的確に図ることが可能になると考えます。

政府案では、会議は、独法全体に適用される目標、評価に関する指針のうち、研究開発業務についての指針案を作成するということになっているだけでございまして、個別法人の中期目標そのものに会議が関与する規定はございせん。これでは、個別法人の目標が国全体としての研究開発成果の最大化の観点から適切であるかどうか、十分に確保されないおそれがあると思ひます。

ですが、我々の案が成立した場合には、個別の法人の目標に対して会議が意見を言うわけでございますから、当然、事務方としての強化も必要になつてくるものと考えます。

○津村委員 今の後藤提案者の話を聞いて、改めて、民主党、みんなの党案の方が研究開発法人に対して強いサポートになるのではないかと私は考えるんですが、稲田大臣あるいは後藤田副大臣、

いかが反論されますか。

○稲田国務大臣 今回の政府案におきましては、国立研究開発法人という一つの類型を特出しをいたしております。

これは、やはり、研究開発の重要性、研究開発法人の重要性というものを一つ特定の法人の類型として出したところに意義があると思います。その目的は、研究開発の最大限の確保を目的としておりまして、目標期間は五年から七年、そして目標に研究開発の成果の最大化に関する事項を置いております。また、研究開発審議会が主務大臣を支援し、総合科学会議が指針を作成し、法人の長の任期の特例等を設けることによって、我が国の科学技術水準の向上、経済社会の健全な発展に資するということに考えて、今回の法案を提出しているところでございます。

○津村委員 今のお話を聞いても、やはり先ほどの後藤田さんとの議論もそうですが、総合科学技術会議にイノベーションという名前をつけてみたり、あるいは今も、新しい類型として名前だけ切り出してみたり、名前を変えても実態が変わらなかつたら、何も変わらないと思いますよ。安倍政権のやり方かもしれないけれども、ぜひ裏づけのあるチャレンジをしていただきたいというふうに思います。

最後、一問だけさせていただきます。

先ほど、六十五歳以上、七十歳以上という、原則の定年を超える数字が出ていました、十四人と七十三人だったと思いますが、私たちは、公募というところに非常に着目というか、公募を導入するべきだということを重ねて申し上げているわけですから、この定年を超えている方々の中で公募で採用された方というのはどれだけいらっしゃるんですか。通告させていただいていると思います。

○稲田国務大臣 平成二十六年四月一日現在の独立行政法人の役員のうち、六十五歳以上の理事、監事、七十三ポストで、公募実施ポストはいらっしゃいません。また、七十歳以上の理事長、副理

事長、十四ポストで、公募実施のポストの方はいらっしゃるというふう聞いております。

○津村委員 やはり人事ですからいろいろなケースがあると思いますので、画一的な議論をするつもりはありませんけれども、そうやって例外をつくられるのであれば、公募のような、一般国民にわかりやすい仕組みの上で例外を進められるべきではないか、そういう意味でも公募制というのは非常に重要ではないかということの問題提起させていただいて、私の質問を終わります。

○高木委員長 次に、上西小百合君。

○上西委員 日本維新の会の上西小百合です。本日は、三十分間というお時間をいただきましたので、独法のあり方ということで質問をさせていただきますか。

過日、私は、日本維新の会の国会議員団女性局で、私の地元大阪・吹田市にありますが独立行政法人の国立循環器病センターを視察いたしました。最先端の医療機器の数々、それを駆使するハイレベルの医療関係者に感服し、また、その中でも、最初のオリエンテーション時に多くの女性幹部が同席してくださっているのに驚くとともに、大変感激をいたしましたところでございます。

国立循環器病センターは、一九七七年の設立以来、ナショナルセンターとして大きな役割を果たしてきましたが、二〇一〇年四月一日から独立行政法人国立循環器病研究センターに再編され、循環器疾患の最先端の医療と研究にさらに今までよりも強く発展、展開をされております。

そして、その視察の際に、独法になって一番大きな変化は部長級セクションへの女性登用が大幅に進んだことだ、このように御説明をいただきましたので、独法改革を進める当初、独法化することのメリットとして優秀な人材が確保できると挙げられていたのを、今さらながらに思い返しております。

独立行政法人の制度の創設以来、ほかの独法でも若手の管理職の登用や女性の管理職の登用は同様に進んでいるというふうに信じておりますが、

独法が制度化された十五年前と今とでは、女性の社会進出率や社会情勢も全く異なっているのも事実だと思います。

国循の女性役員の話では、今や、時代の流れで、国家公務員も、世界でも同じなのかもしれないが、独法になる前と現在の女性管理職や代表者の数や割合をお伺いしたいと思うんですが、比較するのは難しいと思いますので、二十年前の一九九四年ごろと現在の女性国家公務員の課長、室長級以上の数と割合をお聞かせいただけますでしょうか。

〔高木委員長退席、柴山委員長着席〕

○大下政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの二十年前と現在の女性国家公務員の課長、室長級以上の職員の在職状況でございますが、平成七年三月時点では、行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員のうち、本省課室長相当職以上の女性職員の人数は八十三名、割合は〇・九%でございましたが、平成に入りましてから、採用者に占める女性職員の割合がふえている状況にもありまして、平成二十五年十月の現在では、本省課室長相当職以上の女性職員の人数は二百八十七名、割合は三・〇%となっております。

○上西委員 わかりました。

今御答弁いただいたところによりますと、大幅に女性の登用数が増えているということで、本場にこのようにしっかりと女性の活躍の場を確保いただいているのだなということ、本場にありがたいことだなと思っております。

また、女性の採用数、総合職における女性の採用割合合というのもしつかりとふやしていただく、こういったこともお願いするとともに、まだ、私の周りの公務員の方々からお話を伺いますと、産休だったり育休だったり、こういった制度がとりにくいというふうに感じていらっしゃる方も現実にはいらっしゃると思いますので、ぜひ、女性が働きやすい環境づくり、精神面のこともあると思いますが、こういった環境改善ということにぜひ御

注力をいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

私は先日、消費者問題に関する特別委員会で、国民が悪徳商法の被害に遭ったり、各種食品の摂取で健康被害に遭ったときなどの最も身近な相談窓口である独立行政法人国民生活センターの重要性を述べさせていただき、その中で、国センの外部委託業務の余りにもずさん、そして不透明さを数点質問させていただきました。

例えば、例を挙げさせていただきますと、土日休日にも開放されている国センの土日祝日消費生活相談業務は、制度が始まって以来ずっと、入札に応札し落札するのは常に決まって公益社団法人全国消費生活相談員協会、国センと全相協間では人事の交流も非常に盛んに行われており、契約金額は、私が常識的に積算をさせていただくよりも格段に高い。

こういった点は、国センの理事長のほか全相協の専務理事からも御答弁をいただいておりますのでございますが、両者の御答弁にはかなりの食い違いがあり、委員会が私が質問させていただいたままにさしていただくほど、実際の真相はどうなのか、事実はどうなのかと、実際に疑問がどんどん湧いてくるありさまでございます。

松本参考人の、契約金額の積算方法や土日祝日相談業務の内容などについて、こういった御答弁、御説明もいただいておりますが、これも質問の回を重ねるごとに随分と変更をしております。このあたりに関しまして、今までの質問を振り返りましてどのように思われているのか、率直な御所見を最初にお聞かせいただきたいと思うんです。

○松本参考人 委員に対して私の発言がやや曖昧な印象を与えたということに関しましては、おわび申し上げます。私は、従来、昨年まで大学教授をやっておりました関係で、こういう場は初めてだということもございまして、言葉遣い等、誤解を与えようような表現を使った可能性がございますが、おわび申し上げます。

とりわけ、緊急避難的という表現を最初の委員会で使わせていただきました。非常に軽微なものである、すなわち、電話がかかってくれば、わかりました、では、あしたここに電話してくださいと言えいいという印象を与える表現だったという点は反省をいたしておる次第でございます。今後気をつけたいと思います。

○上西委員 今、緊張して曖昧な印象を与えてしまったというふうに御答弁をいただきました。それは、こういう場に立つ、私も最初のころ緊張いたしましたので十分にわかるんですけども、ただ、私が聞いているのは事実でございますから、もちろん、御答弁も御用意をいただいておりますので御答弁をいただいている。事実をお伺いしているわけですから、これに対してはきっちりとしたことで御答弁をいただきたい。

そして、私も実際に現場の方々から、現場で勤務されている方からいろいろ現状をお伺いしています。御答弁と現状が違っている、こういったこともありますので、ぜひきょうは、しっかりと、そういった懸念を払拭できるように、正しい、事実に基づいた御答弁をいただきますようにお願いを申し上げます。

今回独法の制度や組織の見直しをする背景には、主務大臣や監事による法人の外部、内部のガバナンスが不十分になりやすいという組織規律の問題と、運営費交付金の使途が不透明で無駄や非効率な業務運営が生じているという財政規律の問題が大きいと言われていますが、国センの現状は、率直に申し上げて、よくぞこまで野放しにされたなど実際あきれ返るぐらい、末期的な状況だと断ぜざるを得ません。

私の質問が実際に新聞報道されましたので、全相協の会員である消費生活相談員の方や国センの関係者の方から、先日あの答弁者の説明はおかしい、中には、あの答弁は虚偽だと断言される内容のお手紙やお電話を頻繁に事務所の方からいただいております。

きょうこそ払拭するために、本日は、明確で、そして国民の皆様にも御納得をいただける正しい御答弁、重ねてお願いを申し上げます。まず最初に、土日の相談電話回線数についてお伺いをいたします。

以前も、何度も十六回線と御答弁をいただきました。そして、かつ、その内容を報告書にまとめなくてはならないので、相談員は大変な時間とスキルを要するのだというふうに御答弁をいただきました。

しかし、平成二十四年度、この事業での相談件数は年間九千七百七十七件と公表されています。それを、御答弁等で聞かされたとおり年間稼働日が百十一日だとすれば、一日平均八十二・六八件。電話は十六回線ですから、電話一本で平均五・一七件の相談しか受けていない計算になります。

そうすると、御答弁とは逆に、むしろ十六回線では多過ぎるのではないか、このように私は考えるわけなんです。いかがお考えでしょうか。

○松本参考人 国民生活センターの土日祝日消費生活相談業務は、土日祝日に相談窓口を開設している消費生活センター等が限られているということから、全国共通の消費者ホットラインに寄せられ、全回線のうち、土日祝日に開所されている消費生活センター以外の地域にお住まいの消費者からの相談を広く受け付けております。

回線数でございますが、平成二十六年五月までは十六回線でございます。ただし、外部からの受け付け用はそのうちの十四回線でございます。でありましたが、当センターの厳しい財政事情等を踏まえまして、平成二十六年六月からは十二回線とする予定で仕様をつくっております。

なお、仕様書では、必要に応じて回線数等の変更ができるようにしておりますので、回線数の削減によって、土日祝日に相談窓口を開設している消費生活センター等が限られているために実施しているこの業務という趣旨に支障が生ずるという事態が生じましたら、回線数をふやすなど、適切な回線数を確保してまいりたいと思っております。

ます。

○上西委員 今いただいた御答弁でも、これまでの質問と比較しますと、本当に、何だかなというような感じなんですけれども。今御答弁いただいたとおりですと、今予算の都合もあるとはおっしゃっていましたが、十六回線ではなくて十四回線がいいということなんです。

私、今申し上げましたが、一日電話一本で平均五・一七件の相談しか受けていない計算になります。この十六回線に対して、これは多過ぎたということでもよろしいのでしょうか。それだけ端的にお答えをいただきたいと思っています。

○松本参考人 回線数だけで、多過ぎた、少な過ぎたという評価はなかなか難しいところがございますが、直近の実績を見ますと、二十五年の一日一回線一時間当たりの土日祝日消費生活相談業務の相談件数は〇・八件でございます。平日バックアップ相談につきましては一・六件、お昼の消費生活相談は三・一件ということで、総体的には件数が少ないという要素も考慮いたしまして、さらに財政事情も考慮いたしまして、当面、四回線縮減をしたということでございます。

○上西委員 だから、今の御答弁を聞いてみると、予算の都合というよりは、多過ぎたんですかね、回線が。

そして、電話回線で判断するものではないという御答弁でしたが、これは電話で対応する業務です。だから、電話回線で判断するものではないというふうにおっしゃられても、それはいかがなものかと思うんですけれども。

次に参りますが、今現在十六回線ということ、十六回線を設置しなければならぬということの条件が、私からすれば、応札のハードルを高くし、一者応札、すなわち、限りなく随意契約の形態になつてしまった一因ではないのかというふうな考えでいるんですね。

なぜなら、応札する者は、最低限十六名以上の相談員を確保できる業者でなくてはならないわけ、その条件をクリアできるのは全相協に限定さ

れてしまうのは火を見るより明らかだと思います。

そのような中で、ことしの落札金額が一気に二五%も減額されていた。これは先ほどおっしゃいましたように、来月から四回線廃止されるからだというふうに今御答弁いただきましたが、私も、現役の消費生活相談員を名乗る方から、投書という形で現状は把握をさせていただいております。

私、不思議に思うんですけども、来月から回線を減らす、こういうことなんです。普通だったら、年度初めの四月に減らす。国民の税金を使つて入札する、こういった業務でありますから、もちろん計画を立ててされていると思うんですけども、それにもかかわらず、年度初めの四月ならまだしも、六月、来月に減らす、こういった理由はなぜか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○松本参考人 例年、四月といいますが、新たに大学に入学されるとかあるいは就職されるとか引越等、四月特有の相談というのがございます。そういう点も考慮いたしまして、かつ、財政事情等も考慮いたしまして若干時期をずらしたということでございます。

○上西委員 それは毎年のことだと思っております。毎年のことを、ことに限って財政上六月にすることにしたと。本当に不可解だなと御答弁のたびに、申しわけないんですけども、思うわけなんです。

先ほど、緊張して曖昧な答えをしてしまったとおっしゃっていらつしやいましたが、まず一番初めの理事長の御答弁では、土日祝日消費生活相談業務では対応できない業務は、平日、担当者引き続き、要するに、平日の緊急避難的な軽微な業務と言つていたものが、質問の回を増すごとに、電話がもうまさに鳴りつ放しで大変な激務である、こういったふうに言いかえられていた。

もしこの御答弁のようなハードな相談業務というのが事実なのであれば、先ほど六月になると少なくて済むんだというふうにおっしゃいました

が、そんなに電話が鳴りやまない、こんな状態であれば、逆に、十二回線まで対応できるんですか、こういうふうにお伺いをしたいんですね。国民サービスの下につながらないのか。そういったことが本当に私は不可解でならないですけれども、電話を、四回線を段階的にではなく一気に外される、こういった経緯を、国民サービスの低下につながるのか、こういった観点も含めてお聞かせをいただきたいと思っています。

○松本参考人 国民サービスという点と、それから限られた財政事情でどれだけのサービスを行うかという均衡点を探していくというのは、大変重要なことだと思います。ただし、なかなか難しいところもあると思っています。そういう試みの一つとして、若干回線数を減らしたということとでございます。

したがって、その影響につきましては、モニタリングをきちんとしておきまして、マイナスの影響が出てくるということとございましたらもとに戻すということは仕様書の中にも書いておるという状況でございます。

○上西委員 モニタリングをされるということですが、これまでにしておいたことがあったなというふうに思います。そして、財政のためとおっしゃるのでしたら、予算削減のためだったら、今までが高過ぎたんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○松本参考人 今までが高過ぎた、低過ぎたではなくて、何回線の消費者向けの、国民向けのサービスをを行うのが適切かということでございます。国民生活センター、業務は多様なものがございます。土日祝日相談業務というのはその中の一つでございます。そこにどれぐらいのコストを割くかという大きな政策判断の一つでございます。ほかの業務のコストを割いてこちらにたくさん従来は回していたという結果としてはなるかと思えます。

○上西委員 そうしたら、理事長の判断ということ

とで、政策的な判断ということでこれを行われたということ、次に移りたいと思います。

先日、国センの休日に国セン内で土日祝日相談が行われるのに、鍵の保管はどうなっているのかというふうに質問したところ、警備専門会社に外部委託をしている、こういうふうにご回答をいただいた件について確認をさせていただきたいと思っています。

このことについても、実際、任務に当たられた消費生活相談員の方から、警備員は、土日祝日相談をする事務室の鍵だけでなく、相談情報部事務室、そして相談情報部の保管室の鍵や周辺の物置部屋の鍵も同様に渡されるというふうにお話をいただきました。

事実だとすれば、国センの職員がいらないのに、国民の切なる相談事項、個人情報保管されている部屋へ外部団体の人間が入ることができるとシチュエーションを国センがつくり出していることであり、これはゆゆしき無管理状態だと思っております。

真実はいかがなんでしょうか。事実だとすれば、情報セキュリティの面からも改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本参考人 土日祝日相談業務を行う事務室のほかに、相談情報部の事務室、それから相談情報部の保管室等の鍵をあわせて委託団体に渡していたということは事実でございます。

土日祝日相談事務室と相談情報部事務室の鍵をあわせて渡していることの理由は、土日祝日相談において、相談対応のための資料や消耗品等が必要となった場合に、都度、事前に相談情報部土日祝日相談担当の管理職に連絡の上、相談情報部事務室内に入る場合を想定していたためでございます。

実際、土日祝日相談事務室のプリンターのトナーの在庫が切れ、相談カードを印刷できないという旨の連絡がありまして、相談情報部内に保管してあるトナーで対処するように入室を許可した例が過去一件ございます。

なお、個人情報記載されました相談情報につきましては、当センターのセキュリティ規則等のとおりまして、相談情報部事務室及び管理室の施錠されたキャビネットに厳重に保管しております。そして、そのキャビネットの鍵は委託団体には渡しておりませんので、たとえ相談情報部事務室等に入室したとしても、相談情報等にはアクセスはできないという状況になっております。

しかし、委員の御指摘を踏まえまして、今後はより適切な管理を行うため、土日祝日相談事務室と相談情報部事務室、それぞれの鍵を分離いたしまして、相談情報部事務室等には立ち入ることができないように対処するとともに、相談対応のための資料や消耗品等の準備につきまして、より一層配慮することとしたいと思っております。

○上西委員 今、御改善をいただけたということですが、本当に、事務用品が足りなくなったから個人情報が保管されている部屋に入ってしまったとか、そういったばかげた例がないように、しっかりと個人情報を守る、そういった面での対応をしていただきたいと強く申し上げたいと思います。

そして、私は、役所と同様に、不偏不党、公正無私を貫くべき独立行政法人が、特定の公益社団法人と癒着を疑われても仕方がない今の状態であることを嘆き、さまざまな疑問点をぶつけてきたわけでございますが、常に国セン理事長から、国センと全相協は別組織であるから、全相協の内部状況はわからない、こういうふうにご回答をいただきました。

しかし、内部状況がわからないはずの背景の中でも、国セン理事長は、言葉の端々に、国センと全相協の情報交換が綿密である、こういったことを物語るような御答弁をされています。

例えば、入札の予定金額の積算根拠をお伺いしたとき、理事長は、平日勤務している相談員を休日に確保するには云々というふうにご回答され、理事長が相談員の平日の勤務状況まで詳しく把握し、平日勤務している相談員を土日祝日相談業務に充当することを明言されたわけですね。

これは、仕様書に、現在、平日勤務相談員と限定していることを物語っているのではないのでしょうか。それゆえに、理不尽な休日手当を付加する話につながってくるのではないのでしょうか。仮に、このように仕様書に書かれているのだとしたら、それこそ、全相協しか応札できません。今回、消費生活相談員に登用される道が拡大する法改正が確定になっておりますが、全相協会員である相談員でも、産休などで現在休んでいる休職中や、職を求めている求職中の者もいるはずなのに、全相協内部でも、平日勤務していない者には土日祝日の相談の仕事は回らない、こういう不公平な状態となります。

それを否定されるのであれば、なぜ理事長のこうした御答弁になったのか、御説明をお願いいたします。

○松本参考人 土日祝日相談につきましては、仕様書上、現在平日勤務を行っていることというのは条件とはしておりません。土日祝日相談業務を適切に遂行するために条件としておりますのは、相談員としての資格と経験年数などでございます。

仕様書上では、経験年数については、一年以上消費生活相談業務を経験した者等々記載をし、さらに、消費生活相談業務の経験を直近の十年以内に三年以上有する相談員を七割以上配置するというような条件をつけております。

このような条件でやりますと、現実には、地方公共団体の消費生活センター等において平日に相談対応をしている現職の相談員が中心となるのではないかとということが想定されるために、積算の際には、平日勤務を行っているということを前提として積算をしておるという発言をしたわけでございます。

実際に、この要件を満たしていれば、平日勤務をしていなくても全く問題はございません。

○上西委員 そういう条件だから、平日勤務をしているような方になるんだから、休日出勤手当、こういったものを積算に入れられている。結局、

そういう縛りがある。

こういった形の入れですから、やはり、そういったことをしっかりと改善して、国民の血税を使つて行われる業務でありますから、入札であれば、やはり何社かが応札をする、正しい形で入札をする。そして、今実際落札されている、契約されている金額というのは物すごく高い金額でございますので、しっかりと、こういった無駄がないようにしていただきたいというふうに思うわけです。

そして、ちよつと時間がなくなつてきたんですけれども、国センは、今いろいろ外部委託をされていますけれども、こういった方々に日給として一万五千元というふうにお支払いをされています。そして、私が今までの質疑で、土日祝日相談業務に対して、国センとしては、契約金額、これが、国セン内部の職員で対応するよりも安くその業務が遂行できるからということで外部委託をしているということですが、私からしたらその落札金額が余りにも高いので、それだったら、国セン職員の皆さんで業務を行った方が安くできるのではないですか、国民の血税がしっかりと適切に使われるんじゃないですかというふうに御質問をさせていただきます。

今申し上げましたように、国センが外部委託をしている、この外部委託をする際の日給は一万五千元、そして、センターの職員の給与レベル、これは国家公務員の給与比率の九五・六％というふうに表示されていますから、それよりもはるかに安くなるのではないかと、こういうふうに思いますから、やはりこれから、土日祝日業務、こういったものを外部委託すると決められているのであれば、公正な入札をまず行つていただくようにする。

そして、もし実際に、国センの内部の職員でした方が安く上がる、安く同様の業務が遂行できる、こういったことがあるのでありまして、しっかりとこれは検討していただき、そして、国民の皆さんに適切なサービスを適切な価格で、こ

ういった形で行つていただきたいということを強くお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○柴山委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。

本日は、総務省の關係について中心にお伺いしたいと思ひます。

最初に、これまでも出てまいりましたが、評価委員会とその関連についてお伺いしたいと思ひます。

具体的には、第十二条の二の一項三号ですが、勧告というのがございますが、この勧告を受けて、その後どうなっていくのだろうかということところが気になるわけでございます。極端に言うところ、主務大臣が勧告を無視したり、あるいは従わなかったり、そういうストレートにわかりやすいのではなくて、もうちよつとやこしい、面従腹背のような形で業務改善につながらない、こういうような事態のときに、勧告の後、一体どうなっていくのだろうかということについて御教示、教えていただければというふうに思ひます。

○新藤国務大臣 まず、この大臣への勧告というのは非常に重いものであります。ましてや、それが行政上の省庁間においてそういったものが行われることについては、これまでもそうでありましたが、これは極めて重いものだということ。

その上で、制度的にどうなっているかという御下問でありますから、それにつきましては、主務大臣の誠実な対応を確実にするために、委員会に、勧告内容の内閣総理大臣への報告と公表を求めております。また、主務大臣に対しては、その報告を求める権能を与えているということでもあります。

そして、それでもなお主務大臣による勧告無視等がありまして、委員会が必要と認める場合には、内閣法第六条に基づく措置を求めて内閣総理大臣に意見具申をすることができ、このように

なっているわけであります。

これらの仕組みによりまして、勧告の実効性は制度的にも確保されている、このように考えております。

○大熊委員 総理まで行く、意見の具申まで行くんだ、制度的にはそういうふうに担保されているんだということがわかりました。

それから、そもそも論に戻りますが、この評価制度というのは、これは評価項目がどんなものがあるのかを含めて、現状、あるいは今後どのように変わるのかということでも構わないんですが、教えていただければというふうに思ひます。

○渡会政府参考人 今回の法改正によりまして、独立行政法人評価委員会の権能として、評価の制度に関する重要事項を調査審議する、そういう規定が加わりましたけれども、それは評価の制度でございますまして、評価の個々の観点については従来と同様でございます。

例えば、総合性とかあるいは有効性とか、さまざまな観点がございますけれども、特に独立行政法人評価に関しては効率性の観点というのが極めて重要であるというふうに考えておられて、引き続きそういう観点で委員会が審議されるものというふうに認識しております。

○大熊委員 効率性の観点が非常に重要だということですが、内閣委員会であるお話ししてきました、その効率性にはお金の管理も、資金管理の効率性も含まれるんだ、含まれないんだ、こういう議論が繰り返してあるんですが、そうすると、力強くおっしゃつていただいた、この資金管理について含まれるんだ、こういうことでよろしいですか。

○渡会政府参考人 ただいま私が申し上げました効率性の観点というのは、評価一般論におきまして、例えば、投下した費用に対する便益という分數であらわされるものを典型的に効率性の観点というふうに申し上げております。

○大熊委員 ということは、費用と便益の關係、

相關ということだと、それはお金に換算できるものも含まれるから資金についても含まれるんだ、こういう理解をしてよろしゅうございますか。

○渡会政府参考人 金銭価値化できるものにつきましては、その分母である投下費用についても厳しく見るということは当然あり得ることだというふうに考えております。

○大熊委員 ありがとうございます。

その結果として、財務諸表というのは、期末で残った現金ということで、バランス、結果でございますから、今御答弁いただいた結果として残る財産についても、当然、この効率性の視点の一環なり、延長なり、あるいは含まれるんだ、こういう理解をさせていただいたところでございます。続きまして、先ほどの議論でも出ましたが、あるいは参考人の先生から御指摘がありました、この独法の評価に当たって、そもそもの目標自体が間違つてしまつていたとき、どうなるんだという話でございます。

例えばの話でございますが、先ほども出ておりました私の話と館ですね。目標そのものが評価項目として不適切であつた場合にこれがどうなるんだというところが、参考人の方も、独法だけが非難されるというのはおかしいんじゃないかということなんです。

先ほどの議論にもありましたが、この目標そのものが間違つていたんだという場合には、主務大臣なり主務省の責任なり問題点が問われるんだよというお話があつたんですが、でも、普通に考えますと、その目標そのものが間違つていたんだというのとは相当後の事後のにわかるはずであつて、では、独法そのものを評価するんだというある時期が、評価するのは、期末が終わつて、あるいは中期目標ならその目標期間が終わつた直後ですから、その目標そのものが実は間違つていたんだというの、評価がし終わった後なんじゃないかと。

つまり、後先關係を考へて、先ほどの議論のよ

うに、目標そのものが実は間違っていたから独法そのものだけが非難されるのはおかしいねというふうに簡単に済まされないケースもあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○渡会政府参考人 各独法に中期目標期間がございまして、主務大臣から与えられた目標をその三年とか五年の間に実施をされた結果をもって評価するわけでございますけれども、御指摘のような目標そのものが間違っていたというのは、やはり、その一定の期間を経て判明するものではないかと考えております。

○大熊委員 そうだと思っんですね。だから、問題は、一定の期間のその中間ですよね。私のしごと館が実は目標そのものが間違っていたんですというの、これは恐らく大分後になってからそういった類いのことはわかるんだらうと。

問題は、やはりそこに至らない、その間です。では、ここは引き続きグレーゾーンと申しますか問題点として、要するに、目標と評価の関係は残ってしまったのではないか。これは、実は私も民主党さんと一緒に出している衆法でも同じような問題が残っているのかもしれない。ここは運用でという部分なのかもしれないけれども、残った問題ではないかなというふうにちょっと御指摘をさせていただきたいと思います。

もし、その点、何かございましたら。
○新藤国務大臣 まさに、それはガバナンスの問題、それから、目標設定、ミッションの明確化という問題だと思います。ですから、これまで通則という形で横串を刺していたものを、主務大臣のミッション、この定めることの強化をいたしました。

そういう中で、今まで以上の改善が図られるのではないか、このように思いますし、もし誤りという、結果としてそれはわかってくるわけでありますから、その際には、今度はこの目標設定の変更を、それは大臣が責任を持ってやる。それも、今までよりはより迅速に、また直接的にできるのではないか、このように考えます。

○大熊委員 そのような観点でしっかりとガバナンスをきかせていただきたいことを申し上げて、続きまして、通告のところだと、評価ですね。

ある独法が例えばとてもいい評価が出ましたというところにおきまして、その独法の役職員の方への人事評価との関係。普通に考えますと、独法がいい評価ということであれば、そこにいらっしゃる役職員の方の人事評価もリンクしてよくなるのかなというふうにも思うわけなんです。具体的制度として、どのようにこのリンク、関連性が制度としてできているのかを教えてくださいなればと思います。

○渡会政府参考人 一般的に申し上げますれば、ある業務の実績が低迷している法人の役職員で、当該業務を担当し、かつ低迷に責任を有する役職員の評価は、通常であれば低いものとなるわけでございますけれども、ただし、個々の法人の業務の特性も勘案して考えなきゃならないという場合もあるかと思えます。したがって、役職員の報酬等やその基準につきましては、人事評価や法人の業務の実績などを考慮するというような規定になっております。

○大熊委員 当然、個々の独法の状況、まさに独立ということ、事業運営、事業の特性、こういうことは考慮するわけなんです。そうした場合に、考慮する部分と、あと共通ルール、この仕分けというのは一体どのようなものなのか、簡単に結構なので、教えていただければと思います。

○渡会政府参考人 独法の性格は多岐にわたりますので、一律、画一的に考えるわけにはいかないと思えますけれども、一般的には、勤務成績が考慮されなければならないとか、あるいは職員が発揮した能力が考慮されなければならない、そういったものが個人の人事評価につながる基準になるかと思えます。あとは、それぞれ、自分が担当している業務の実績を考慮するということになろうかと思えます。

○大熊委員 冒頭申し上げた、人事評価そのもの

の質問ではなくて、あくまでも人事評価とその独法の評価との関係の質問なので、当然、それぞれの職員の方の勤務成績、こういうことは考慮されるんだらうと思えます。その手前とか前提で、その組織全体の評価がどのように反映されてくるかということですね。

勤務成績が同じでも、組織自体の評価そのものが違う場合にどうなるのかという質問なんです。○渡会政府参考人 先ほど私が申し上げました個人の業績の評価等に関するものとあわせて、法人の業績も勘案しなければならぬということでございます。

役職員と一言に申し上げても、ランクの違い、役員になればなるほど、法人の業務の実績が問われるものになろうかというふうに考えております。

○大熊委員 具体的には、先ほどのお金の関係ですと、効率化ができました、これだけ剰余金が増えたりもふえました、そういうときには、株式会社でいうところの株主への還元とともに役員賞与ということがあるわけなので、そのような、厳密には結構ですが、大体そういうような仕組みというのを取り入れられているんだというようになことなんではしょうか。

○渡会政府参考人 役員の報酬等につきましては、そのような考え方で決定されるべきものと考えております。

○大熊委員 そのような考え方でというところのはっきりした共通ルール、紙で何か定められているとか、そこまでは至っていない、考え方ということ、何か紙で出ているとかそういうことではない、そういう理解でよろしいでしょうか。

○渡会政府参考人 私も評価を担当している立場から申し上げますと、法人の業績の評価はそういうところと反映されるべきであるということを示し上げたということでございます。

○大熊委員 ちょっとさらに細かくいくと時間がなくなってしまうので、次に行きます。

同じ十二条の七で、必要な書類の提供というこ

とがあると思うんですが、これは、書類だけではちょっと不十分だということで、仮に、現地へ見に行くんだ、現地調査をするんだ、いわゆる民間企業でいうところのデューデリジェンスのようなことをやるんだというときは、そういう権限はあるんでしょうか。

○渡会政府参考人 十二条の七によりまして、委員会は、関係行政機関の長に対し、必要な協力を求めるという規定がございます。この規定を使えばできるはずでございますし、現に、現在の政独委においても、頻繁に現地調査をやっております。

○大熊委員 書類をもらうだけではなくて、現地へ行つて調査をする権限もあるんだ、こういう理解をさせていただきまします。

次に、評価制度委員会の委員、臨時委員の要件について伺います。

この十二条の四のところでございますが、学識経験者ということで、要件を限定して条文中に書いてあるわけでございますが、これは、そうじゃないって、実際に、例えば各種法人、独法とは限らないいろいろな法人の経営者とか、あるいは評価等の実務経験のある方は、この条文をストレートに読む限り、該当しないというふうに読めるんですが、どうなんですか。

○渡会政府参考人 一般に学識経験という言葉は、学問上の知識または実際問題に関する経験を意味しているというふうに私どもは理解しております。まして、学者あるいは研究者に限定されるものではないでございます。したがって、各種法人の経営や評価等の実務を行った経験のある者もこの条件に該当すると考えております。

○大熊委員 大変法律用語というのは難しいですね。学識経験というのは実務経験も入るんだ、こういうことでございます。

実際の企業なりでそういった実務をした、あるいは企業の評価をした、そういった経験。要するに、大学で教えていたとかそういう方じゃなくて

て、実務の方も学識経験だ、こういう用語なんだと。学識経験等とか書けばそういうことだと思ふんですが、等と入っていないくても法律上そうなんだということなんです、一応確認のため、それよろしいということよろしいですね。(渡会政府参考人はいと呼ぶ)

はい。大変法律用語というのは難しいなというふうなことがわかりました。

続きまして、この臨時委員でございますが、特別の事項のときは臨時委員だということで、この特別の事項というのは、例えば具体的にどんなことなんでしょうか。

○渡会政府参考人 今御指摘ございましたように、十二条の三第二項におきまして、特別の調査事項を調査審議させるために必要があるときは臨時委員を置くことができるというふうになされております。

これは、例えば申し上げますと、特定の年度に見直し法人が集中することに伴う業務量の増加があった場合に、その増加した業務を特別に指定して、それについて委員会の意思決定に臨時に参画する、そういう委員の任命を可能にする規定でございます。

○大熊委員 わかりました。特別の業務の追加というのがあるときということがわかりました。

続きまして、研究開発業務の評価、目標についてお伺いいたしますが、先ほど来も出ておりましたが、総合科学技術・イノベーション会議が指針案を作成し、総務大臣はその内容を適切に反映というふうにあるわけなんです、そうじゃなくて、逆に総務大臣が付加あるいは追加をする、反映だけじゃなくて、さらに追加をするんだ、付加をするんだというのは、例えばどんなようなことがあるのか、教えていただければと思います。

○渡会政府参考人 総務大臣が定めます目標策定、評価に関する指針は、中期目標管理法人、研究開発法人及び行政執行法人全てに共通する指針でございます。

その内容でございますけれども、現時点では、

今般の独法制度改革の議論と、あるいはこれまでの独法評価の経験を踏まえまして、適切な目標設定と適正かつ厳正な評価を主務大臣が行うために必要な政府統一のルールを定めるということを考えております。その上で、先ほど先生御指摘のように、研究開発の事務及び事業に関しては、総合科学技術・イノベーション会議が指針を作成しまして、総務大臣はその内容を尊重して反映するというところになっております。

○大熊委員 終了ということなんです、その共通の事項というのは何かというのがはつきりわかりませんでしたので、また金曜日、続きをやりたいと思います。

以上で終了いたします。

○柴山委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

最初に総務大臣から伺っていきいたいと思います。

今回、総務省に置かれる評価機関、この組織の改廃、勧告に関する権限が強化されているわけですが、現行制度もあります。総務省に置かれた審議会、独立行政法人評価委員会は、第三十五条第三項に基づいて、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができるとあります。これまで何回勧告を出してききましたか。

○渡会政府参考人 政独委が、中期目標期間終了時の見直しにおいて、主務大臣に対する勧告を行うというところまで至った実績はございません。

○赤嶺委員 勧告を行った実績はない。ないけれども、今回また大変重い権限と総務大臣はおっしゃいましたけれども、今回までに勧告が行われなかったという、その理由は、大臣、何ですか。

○新藤国務大臣 これは、現行の独法の通則法上、中期目標期間終了時の見直しに関して、政独委が主務大臣に勧告できるのは、中期目標期間の終了時とされているわけでありまして。しかし、中期目標期間の終了時に勧告を行ったものでは、それに基づく措置が次期の中期目標に係る予算要求に

間に合わなくなる、したがって、次期中期目標に反映できないということにもなりかねません。

そのために、政独委の指摘を新しい新中期目標や新年度予算に反映させるべく、これは平成十五年八月に閣議決定を行いましたけれども、勧告の実質的な前倒しとして、予算編成時期に合わせ、勧告の方向性を出すこととしておりまして、その中で改善措置等に係る指摘を行っているわけでありまして。

仮に勧告の方向性で指摘した内容が中期目標等に反映されていない場合には勧告を行うことと考えられておりますが、これまではそういった事例がない、したがって、勧告は行っていない、こういうことでございます。

○赤嶺委員 勧告の方向性を出して改善してきた、しかし、今回またその勧告が強化されていくという問題については引き続きちよっと聞いていきたいんですが、きょうはそれ以外に、この間、稲田大臣が改廃の問題についてお答えになり、私は改廃が強化されているのではないかと、いうことを指摘いたしました。この組織の改廃と労働者の雇用の問題について質問をしていきます。

通則法案は、第五十条の四において、密接関係法人等への中期目標管理法人の役職者のあつせん等の規制を設けることとしております。このあつせん規制に対して、第二項でその例外を設けるということになっておりますが、第二項の第四号、第五号、いずれも、中期目標管理法人の役職者が離職を余儀なくされる場合について、あつせん等の禁止の例外措置を定めております。

まず、この「離職を余儀なくされる」というのはどういう意味ですか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。

五十条の四第二項第四号及び第五号における「離職を余儀なくされる」とは、職員本人の意思に反して、みずからが所属する法人の職員としての地位を失うこととでございます。

○赤嶺委員 離職を余儀なくされるといふのは、本人の意思に反してやめさせること、いわば整理

解雇になっていくわけです。この整理解雇を前提にしてあつせんを認めようというのが五十条の四の第四号と五号であるわけですが、第四号であつせんが認められる場合の条件は何ですか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。

五十条の四第二項第四号に基づき、密接関連法人等に対する再就職があつせんが認められる条件というものにつきましては、通則法第三十二条第一項に規定します毎年度の業績評価の結果に基づきまして、中期目標管理法人の業務の縮小、内部組織の合理化が行われるときでございます、対象としましては、主務大臣が指定する管理職についてことがない一般職員が離職を余儀なくされる

ことが見込まれる場合でございます。

○赤嶺委員 毎年の評価に基づいて業務の縮小や内部の合理化の場合の一般職員を対象にするものであるということですが、第五号において、あつせんが認められる場合の条件は何ですか。

○長屋政府参考人 その場合の再就職があつせんが認められる条件でございますが、中期目標期間終了時において、法人の存廃を含めた業務、組織の全般的な見直しを行います。その結果に基づきまして、通則法第三十五条一項の規定によって、主務大臣が法人の統廃合、業務の移管等の措置を講ずることになります。

これによりまして、政令で定める人数以上の役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合におきまして、かつ、法人が離職後の再就職の援助のための計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合でございます。

○赤嶺委員 第五号については、つまり、中期目標終了時のあつせんが認められる場合ということになるわけですが、「業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置」ということになるわけですか。

それで、「政令で定める人数以上」、こういう規定を設けているのはなぜですか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。

中期目標期間終了時の業務及び組織の見直しの

際には、業務の改廃、組織の統廃合などによりまして、一般職員に限らず、役員、幹部職員を含めた大勢の離職が生じる可能性もございいます。

このために、法人の自助努力のみで離職を余儀なくされる役職員の再就職を探すことは困難であるということが想定されまして、今般、再就職あつせん禁止の適用除外とするものでございいます。

こうした中で、離職者の数が小規模にとどまる場合につきましては、密接関連法人等以外に対するあつせんは可能であり、法人の自助努力で対応すべきものとして、政令で一定の人数制限を設けた、そういうことでございます。

○赤嶺委員 では、今の答弁を聞いておりますと、今回の法案は、大臣が行った評価に基づいて、業務の縮小や合理化や廃止や、あるいは移管、組織の廃止に伴って、本人の意思に反して解雇される整理解雇を想定しているということになるわけですが、特に、とりわけ中期目標期間終了後の検討に基づいて大量の整理解雇を行うことを想定しているということですか。

○長屋政府参考人 政令の人数は、またこれから検討に入ることになります。また、中期目標終了時の見直しの結果に応じて事の大小というのが定まってくるということかと思ひます。

○赤嶺委員 今回の法案のもとになっているのは、昨年十二月の閣議決定であるわけですが、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定には配慮するところがある。ところが、法案は、中期目標期間終了後の改廃に関する評価機関の勧告権限を強化して、そして、第三十五条では業務の廃止、移管、組織の廃止も掲げられ、整理解雇も想定している。特に大規模な整理解雇すら想定されている。そういうものが、基本方針で言う職員の士気向上にならないと思うんですね。

この法案は、基本方針に反して、独立行政法人で現在働いている職員の士気を低下させ、雇用の安定どころか、雇用の不安定化させるものではないかと思ひますが、いかがですか。

○稲田国務大臣 今、一般論として、毎年度の業績評価の結果に基づく法人の業務の縮小、内部の組織の合理化、中期目標期間終了時の業務及び組織の全般的見直しにより、組織の廃止などが行われる場合がある。そして、その場合には、職員が離職を余儀なくされ、整理解雇が行われる可能性というものは、先生御指摘のとおり、否定はできませんけれども、各法人は、労働法規、判例で示された整理解雇の四要件を踏まえ、適切な対応をとるべきことは、一般論として当たり前のことでございいます。その上で、職員の雇用の確保の重要性に鑑みて、昨年末の独法改革の基本方針で職員の雇用の安定に配慮する旨を盛り込んだところでございいます。

これらを踏まえて、今後、法人の業務、組織の見直し、法人の統廃合などを行う場合には、適切な対応がなされるべきであるというふうに考えております。

○赤嶺委員 一般論として整理解雇の四要件、しかし、そうはいっても、基本方針の中身を踏まえて、こういうことは言っても、常識的に考えて、民間でも役所でも、業務や組織が廃止されたからといって、当然ながら、直ちに整理解雇というわけにはならないわけですね。稲田大臣が所管した国家公務員法改正案、これに伴いまして、総務省には対応する組織と業務がなくなります。当然のことながら、総務省の職員は整理解雇という話はないと思ひます。業務が移管されれば、職員は働く場所が変わるだけで、社会情勢が変化し、国民のニーズが変わるときには、廃止される業務にかわって新たな業務が生まれてきます。

独立行政法人の職員の士気の向上、雇用の安定に配慮するという基本方針があるのであれば、離職を余儀なくされる場合という規定をつくる前に、組織の改廃に対する雇用の保障、雇用の承継、これは義務である、こういうことを書き込むべきだと思ひますが、いかがですか。

○稲田国務大臣 先ほど申しましたように、統廃合、廃止などが生じた場合には、閣議決定に基づいて、雇用の安定というものに配慮するという方針に従って適切に配慮すべきだというふうに考えております。

その上で、委員は、それを通則法、法律の中にも書き込むべきだということでございますけれども、独法の通則法は法人の業務運営の共通ルールを規定するものであつて、個々の法人の職員の採用など人事管理は、各法人で業務内容などを踏まえて必要事項を定めるべきものだというふうに考えております。

その際、個々の法人の業務の改廃などに伴う職員の雇用の取り扱いについては、各法人が労働法規や判例などに基いて適切に対応すべきであるというふうに考えております。

また、過去、独法の統廃合など大きな組織の見直しが行われた際には、必要に応じて、法人と主務大臣の連携のもと、法人間の身分承継など職員の雇用に関する法的な措置がなされているところでございます。

このため、通則法に雇用の安定に関する事項は盛り込んでおられませんけれども、職員の雇用の確保の重要性に鑑み、昨年末の独法改革の基本方針で雇用の安定への配慮を盛り込んだところでありまして、今後、組織の見直しが行われる場合には、これらを踏まえ、個々の法人の状況に応じて適切な措置がなされるものというふうに考えております。

○赤嶺委員 通則法では、離職を余儀なくされるものとまでしか書いていないわけですね。だから、雇用の安定には配慮するという基本方針は、この通則法からはどんなふうに読むのか、これは本当に労働者の皆さんが戸惑うところでもあります。

基本方針の雇用の安定に配慮するというものについていないということを強く指摘しておきたいと思ひます。

それで、ちよつと時間がなくなりそうですので、まとめて質問をいたします。

五十条の四の第四号と五号のあつせんの条件が違います。その二つの条項とも、離職を余儀なく

される場合に役職員に対してあつせんなどを容認する規定がありますが、第五号の方には、政令で定める人数以上」という人数の要件が入っております。

第四号と同じように、つまり、普通の職員は大量のあつせんが必要であるといつても、意思決定の権限を有しない役職員、普通の職員は、あつせん規制の例外として人数の要件を設けないということにしてよいのではないかと思ひますが、いかがですか。

○長屋政府参考人 お答え申し上げます。

まず、四号についての考え方ですが、資本取引関係などがある営利企業等との間に不透明な関係を構築できるのは、役員や管理職などの一定以上の地位についている者でありまして、他方、管理職未満の一般職員につきましては、影響力が小さく、法人の業務運営の公正性、透明性を損なうおそれが低いと考えられます。

ということで、四号の方では、法人の業務の縮小、内部組織の合理化が行われ、役職員に離職者が生じる場合においては、管理職未満の一般職員に限定した上で、再就職あつせん禁止の適用除外とするものでございいます。

五号の場合、より大規模な、いわばリストラが行われるような場合につきましては、そのリスト全体を雇用の問題として取り扱うという考えのもとで第五号はできておりまして、政令に定める数以上のもので、計画等がつくられ、条件に合致した場合にそのような対応をする、そのような考え方でつくっているものでございいます。

○柴山委員長 赤嶺君、質疑終了です。

○赤嶺委員 時間があれば、総務大臣に能力開発機構の廃止と評価委員会の関係について聞きたかったんですが、引き続きまた次の委員会では、この問題を含めて聞いていきたいと思ひます。

終わります。

○柴山委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後一時六分散会

〔参照〕

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(松本剛明君外三名提出)

は内閣委員会議録第十七号に掲載

平成二十六年六月十三日印刷

平成二十六年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F